令和８年９月２８日
戸田市障害者施策推進協議会　資料１－１

戸田市障がい者総合計画の中間見直しについて

戸田市障がい者総合計画の中間見直しにあたり、戸田市障がい者総合計画のうち戸田市障がい者計画にあたる第１章から第４章（現行計画P.１～P.７４）について意見交換します。

戸田市障がい者総合計画素案（資料１－２）は、国や県で示された指針、アンケート及びヒアリングの結果とともに自立協の意見交換の結果も踏まえて作成しています。

なお、これらについては、すべて計画作成を委託している株式会社名豊に提供し、素案作成に活用いただいております。

※今回の中間見直しは、現行計画がベースにあることを踏まえて、これまでの事業の進捗状況、アンケート、ヒアリング結果や、また国・県の方針、制度変更を反映した修正等を目的としています。そのため、計画の大幅な変更等については、新計画（令和１２年度～）の策定時となります。

１　素案作成の参考資料について

（１）アンケート調査（障害を持つ者）結果及び分析

・実施期間：令和８年７月２７日から令和８年８月１４日まで
・回答状況：①障がいを持つ者（１８歳以上）
　　回答件数：１，０００／２，５００件（４０．０％）
　②障がいを持つ者（１８歳未満）
　　回答件数：１４６／４００件（３６．５％）
・回答結果：資料１－２P.１４～P.３０のとおり
　　※アンケートの回答結果の詳細は当日資料のとおり

※障害福祉サービス提供事業所については現在調査中につき第３回協議会にて報告

（２）ヒアリング結果

・実施期間：令和８年８月２０日から令和８年８月２６日まで
・実施対象：１４団体（各団体４５分程度）
・実施結果：資料１－２P.３３～P.３６のとおり
　　※発言団体の判明を防ぐために、全文公表はしない。

（３）自立協における意見交換

・開 催 日：令和８年８月２０日第２回自立協
・協議概要：資料１－３のとおり事前に施策ごとに意見を取りまとめ、基本方針ごとに１つずつ施策を選定し、よりよくするにはどうすればよいか協議

２　戸田市障がい者計画について

資料１－２のとおり。※株式会社名豊より解説します。

３　戸田市障がい者総合計画　第４章に関する意見交換について

「第４章　施策の展開」素案においては、中間見直しにつき、現在、重点項目として取り組んでいるものはそのまま重点項目とし、計画で、基本理念、基本方針、施策、主な事業とあるうち、原則、基本理念から大施策までの修正は行っていません。今回は、令和９年度～令和１１年度（３年間）の計画における**①重点項目とすべき施策と主な事業の選定、②新たに追加すべき施策と主な事業の提案**の２つについて意見交換を行い、いただいたご意見を踏まえて検討し、素案を修正します。また、意見交換にあたっては、ご自身の団体ではこのような意見があるといったように、具体的な意見交換がしやすいよう、それぞれのポイントを以下のように設けました。

①重点項目とすべき施策、主な事業を選ぶポイント

- 重点項目としたものは、前回施策協のとおり毎年、進捗を確認することになります。
- 新たに重点項目とする施策、主な事業については、特に毎年進捗の評価確認を行うことが事業の充実に繋がるのか、又は具体的にどのような観点で進捗管理することで充実していくのかを考える必要があります。
- 重点項目以外の主な事業は、引き続き担当各課において計画に基づいて実施し、設定から３年後の令和１２年度に実施状況が報告されます。

【参考】重点項目の取扱について

●ＰＤＣＡサイクルによる評価と見直し

国の基本指針においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

～中略～

●**障がい者計画における重点項目とした施策においては、１ 年に １ 回、その他の施策については３年に１回、**障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画における成果目標及び活動指標については１年に１回、**進捗管理としてその実績を把握**し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析、評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

～後略～

（戸田市障がい者総合計画　第１章５（３）計画の進行管理より抜粋）

②追加すべき施策、主な事業を考えるポイント

- 施策の実施という点において、具体的に主な事業にこのような事業を新たに追加することでより充実するのではないかというものが、今回の追加候補になります。
- 基本方針の実現という点において、このような施策と主な事業を新たに設定することで充実させられるのではないかというものが今回の追加候補になります。
- 追加項目が施策の内容を不必要に拘束してしまわないように気を付ける必要がある。

令和８年９月２８日
戸田市障害者施策推進協議会　資料１－２

戸田市障がい者総合計画（第１章～第４章）の素案について

戸田市障がい福祉計画・
戸田市障がい児福祉計画

令和９年３月

戸田市

目　次

第１章　計画策定にあたって ・・・

第１章 計画策定にあたって

１ 計画の背景と目的

（１）障がい者福祉をめぐる動向

障がい福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年９月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。平成22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした改革の基本的方向などが閣議決定されました。

そして、「障害者虐待防止法」の成立（平成23年６月）や「障害者基本法」の改正（平成23年８月施行）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年６月）など法整備が進められ、これらを受けて平成26年１月に同条約を批准し、障がい者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

近年の動向としては、令和３年６月に「障害者差別解消法」が改正（令和６年４月施行）されたほか、令和４年５月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策が推進されています。同年６月の「児童福祉法」改正では児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、10月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者等の地域生活の支援体制の充実が求められています（いずれも令和６年４月一部施行）。また、同年８月には国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査が行われるなど、様々な法整備や取組が進められています。

障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、障がいのある方が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

国の定める基本指針においても、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進が掲げられています。具体的には、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進が示されています。さらに、障がい児支援におけるインクルージョン推進のための協議の場の設置や、障がい福祉人材の確保・定着やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備といった目標が掲げられています。

平成30年５月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 （改正バリアフリー法） ● 社会的障壁除去等の理念の明記 など　※平成30年11月施行
平成30年６月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」制定、施行 ● 計画策定の努力義務 など
令和元年６月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」制定、施行 ● 計画策定の努力義務 など
令和２年６月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚障害者等電話利用円滑化法）」制定 ● 電話リレーサービスの制度化 など　※令和２年12月施行
令和３年５月	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」公布、施行 ● 個別避難計画の作成 など
令和３年６月	「障害者差別解消法」改正（改正障害者差別解消法） ● 事業者による合理的配慮の提供の義務化　※令和６年４月施行
令和４年５月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定、施行 ● 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和４年６月	「児童福祉法」改正 ● 児童発達支援センターの障害児支援の中核的役割の明確化 など
令和４年10月	「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法） ● 障害者等の地域生活の支援体制の充実 など　※令和６年４月一部施行
令和５年３月	障害者基本計画（第５次） ●地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 など
令和７年12月	「高次脳機能障害者支援法」成立 ● 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進など

（２）戸田市の取組

戸田市では、令和６年度に「戸田市障がい者総合計画（戸田市障がい者計画・第７期戸田市障がい福祉計画・第３期戸田市障がい児福祉計画）」を策定し、戸田市における今後の障がい者施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の一層の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的に、様々な施策や取組を進めてきました。

「第７期戸田市障がい福祉計画・第３期戸田市障がい児福祉計画」が令和８年度で終了することから、障がい者施策をめぐる最近の動向や、戸田市の障がい者を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定める計画とするために、「戸田市障がい者計画」の見直しとともに、「戸田市障がい福祉計画・戸田市障がい児福祉計画」を改定するものです。

（３）国・県の動向

◆障害者基本計画（第５次）

障害者基本法第１条に明記されているように「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す計画です。

このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める計画です。

第５次計画は、令和５年３月に策定され、「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」を計画の各分野に共通する横断的視点とし、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会の実現を図るための取組を推進することが明記されました。

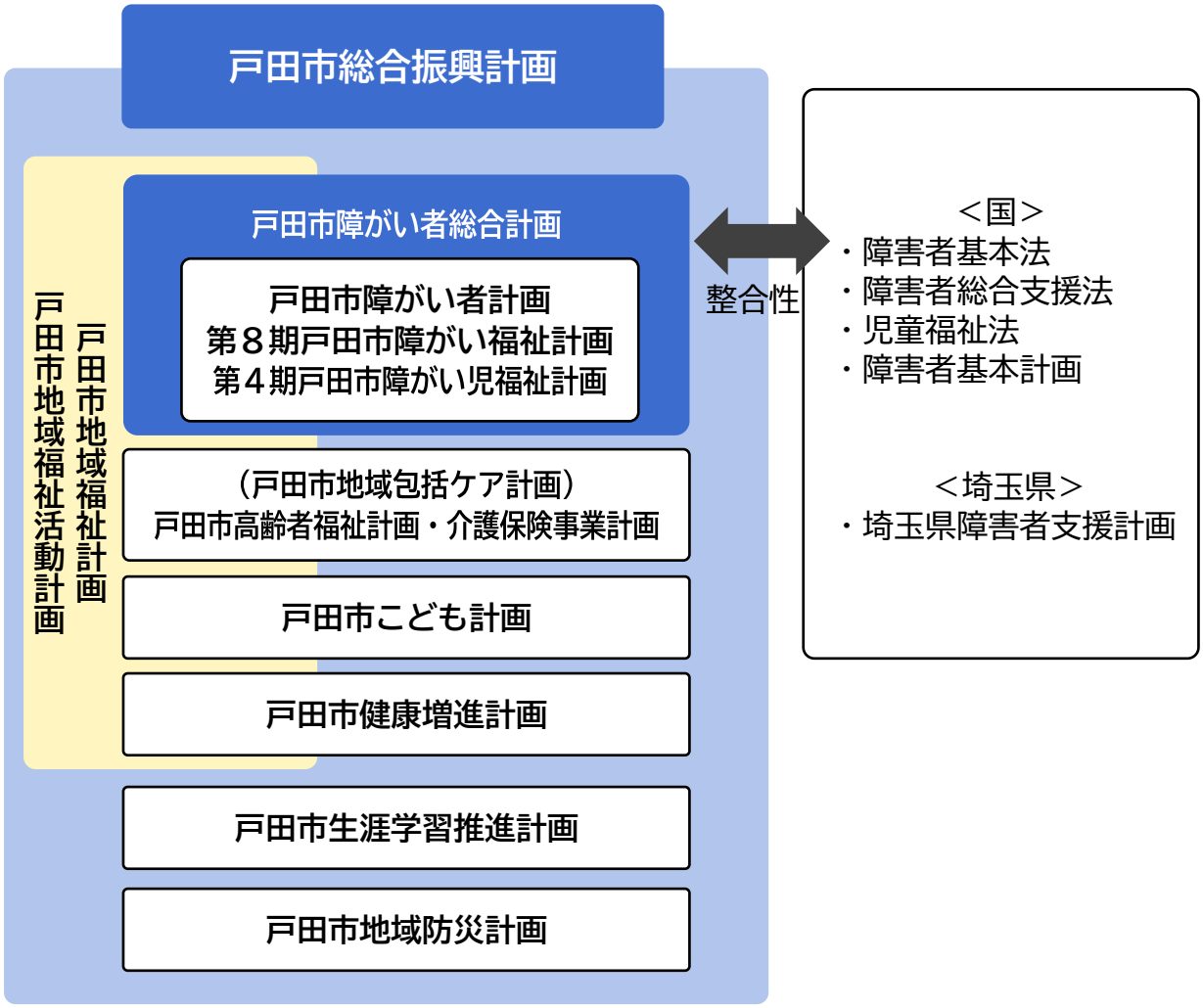
埼玉県では令和６年に県の障がい者・障がい児施策推進の基本的方向や、達成すべき障がい者福祉サービス、障がい児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進のため「第７期埼玉県障害者支援計画」を策定しました。

2　計画の位置づけ

本計画は、障がい者の自立や社会参加の支援等のために、市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本的な考えや方向性を示すとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保方策等について定めるものであり、以下の３つの計画を一体的に策定するものです。

・障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画（障害者基本計画）」
・障害者総合支援法第88条第１項に基づく「障害福祉計画」
・児童福祉法第33条の20第１項に基づく「障害児福祉計画」

さらに、本計画は、市民や関係企業・各種団体等が、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、本市の最上位計画である「戸田市総合振興計画」の部門別計画として、本市の地域福祉の上位計画「戸田市地域福祉計画」の障がい者（児）福祉の個別計画として、関連計画等との整合・連携を図るとともに、国及び県の関連計画との整合・連携を図ります。

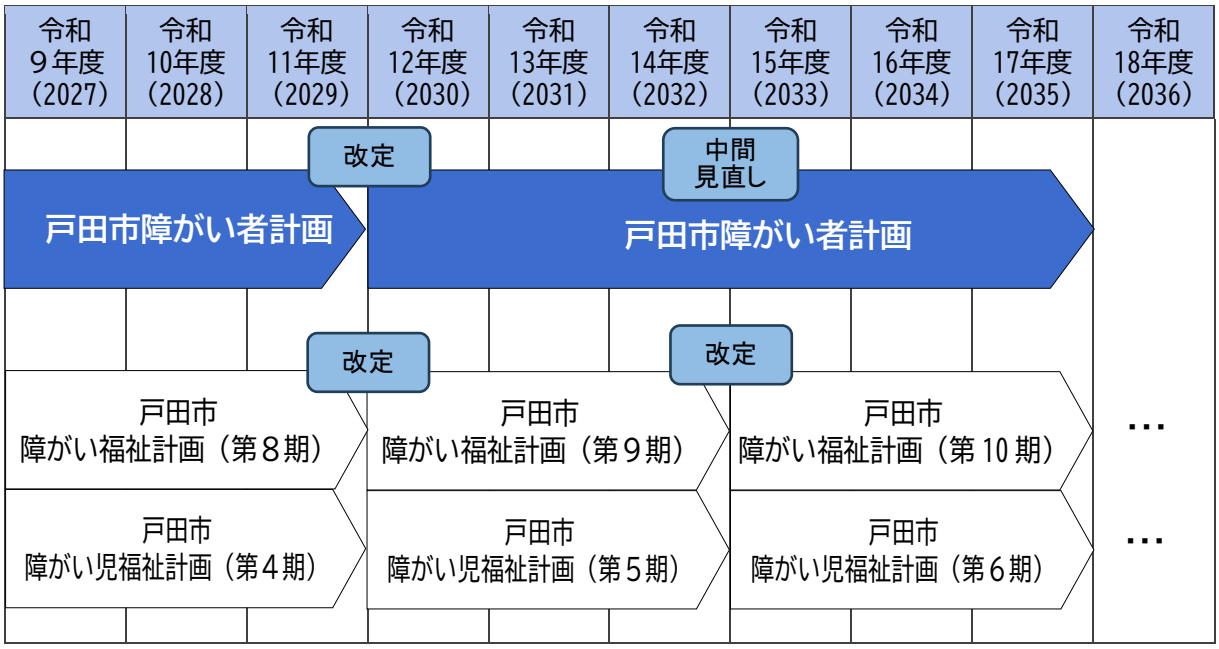


3　計画の期間

本計画の「戸田市障がい者計画」は、令和６年度から11年度までの期間となりますが、令和８年度が中間年度となるため、中間見直しを行います。

また、「戸田市障がい福祉計画」及び「戸田市障がい児福祉計画」は、令和８年度が計画期間の終了年度となるため、次の「第８期障がい福祉計画」「第４期障がい児福祉計画」について策定と協議を行うことになります。

計画期間



4　計画の対象者

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第２条、「障害者総合支援法」第４条及び「児童福祉法」に規定する「障害者」及び「障害児」（本計画においては「障がい児」のみを示す場合を除き、基本的に「障がい児」を含み「障がい者」と表記）とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病患者、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がい者です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという障害者基本法等の理念においては、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

5　計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化します。「戸田市障害者施策推進協議会」及び「戸田市地域自立支援協議会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

（１）関係機関、地域との連携

●関係機関との連携

障がい者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障がい者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

●地域との連携

市民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療・教育・雇用・施設関係者や市民等、さまざまな立場からの参画を得て開催されている戸田市地域自立支援協議会等と連携し、地域ネットワークの強化や地域の社会資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

（２）サービスの質の向上と供給体制の確保

●事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

●人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、社会福祉士、相談支援専門員等の専門人材の確保を支援します。

また、障がい者へのサービス提供に従事する人は、障がいの特性や障がいのある人のことを正しく理解し、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。さまざまな障がい者に適切な対応ができるように、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上を図ります。

（３）計画の進行管理

●ＰＤＣＡサイクルによる評価と見直し

国の基本指針においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

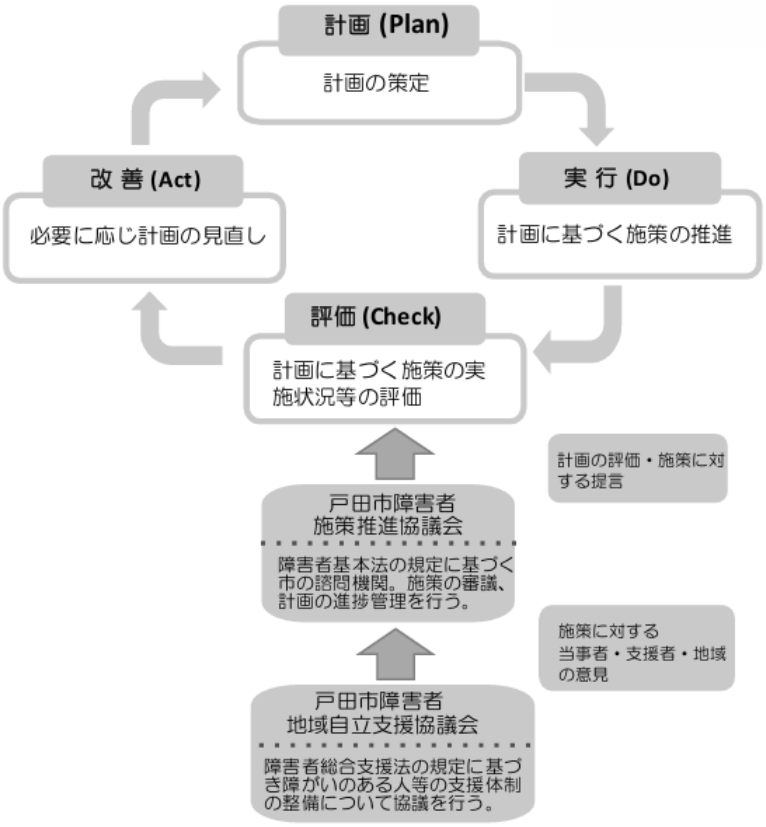
障害者基本法に基づき、戸田市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置した「戸田市障害者施策推進協議会」と計画の実施主体である戸田市が、相互に連携して施策を進めます。

●計画におけるＰＤＣＡサイクル

国の基本指針を踏まえ、計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

●障がい者計画における重点項目とした施策においては、1年に1回、その他の施策については３年に１回、障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画における成果目標及び活動指標については1年に1回、進捗管理としてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析、評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

なお、計画の進捗管理や障がい福祉計画、障がい児福祉計画の最終年度の中間見直しの際には、戸田市障害者施策推進協議会や戸田市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

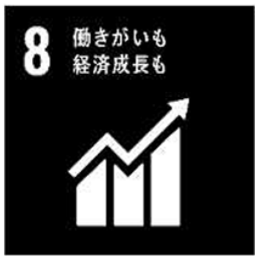


6　ＳＤＧｓを踏まえた計画の推進

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和12（2030）年までの持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ）が採択されました。本市でも「戸田市総合振興計画」の中にＳＤＧｓを基本視点として位置づけ、17の開発目標と各施策の対応を示しています。

ＳＤＧｓは「誰も置き去りにしない」ことを根底にしており、「第５次戸田市総合振興計画」において本計画が該当する主要な施策では、このうち以下４つの開発目標への対応が位置づけられています。

障がい者施策の推進に当たっては、ＳＤＧｓ推進の取組とも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。

	**すべての人に健康と福祉を** 「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」 健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。
	**働きがいも経済成長も** 「すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある、人間らしい仕事）を推進する」 障がい者雇用の創出、勤務環境の改善による自立支援の取組を推進します。
	**人や国の不平等をなくそう** 「国内および国家間の不平等を是正する」 障がいを理由とする差別の解消を目的とした啓発・研修会等の開催を推進します。
	**パートナーシップで目標を達成しよう** 「持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する」 障がい者福祉の充実に向け、多様な主体の協力関係を築いていきます。

第２章　本市の障がい者（児）を取り巻く現状

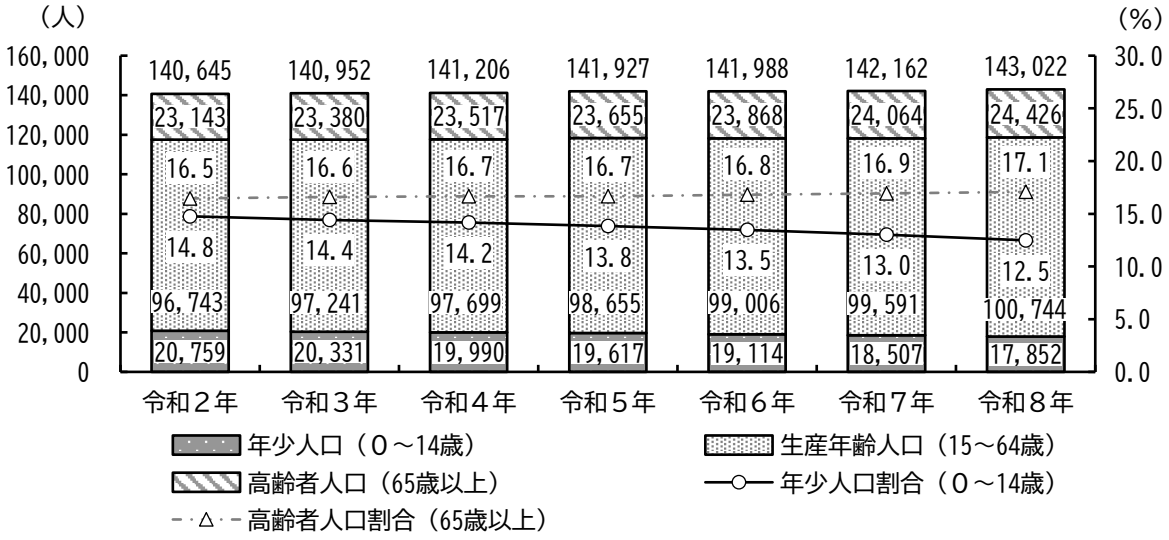
１　障害者手帳所持者等の状況

（１）人口の推移

令和２年以降、総人口は増加傾向にあります。近年の少子高齢化により年少人口は緩やかな減少傾向、高齢者人口は緩やかな増加傾向が続いています。

高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口の割合）は、令和８年１月１日現在で17.0%と国全体の29.0%、県全体の27.0%と比べ、著しく低くなっていますが、高齢化率の増加は今後も続くと見られます。

人口の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日）

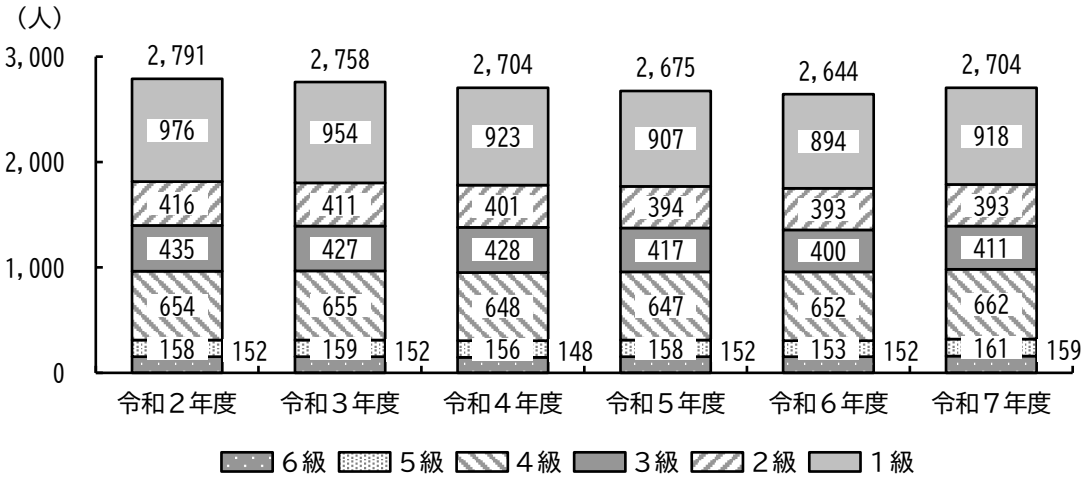
（２）身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める一定以上の障がいがある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障がい等級は、その程度に応じて１級から６級まであります（級が小さいほど重度の障がい）。

本市の身体障害者手帳所持者数は令和６年度までは減少傾向にありましたが、令和７年度では、2,704人とやや増加しました。

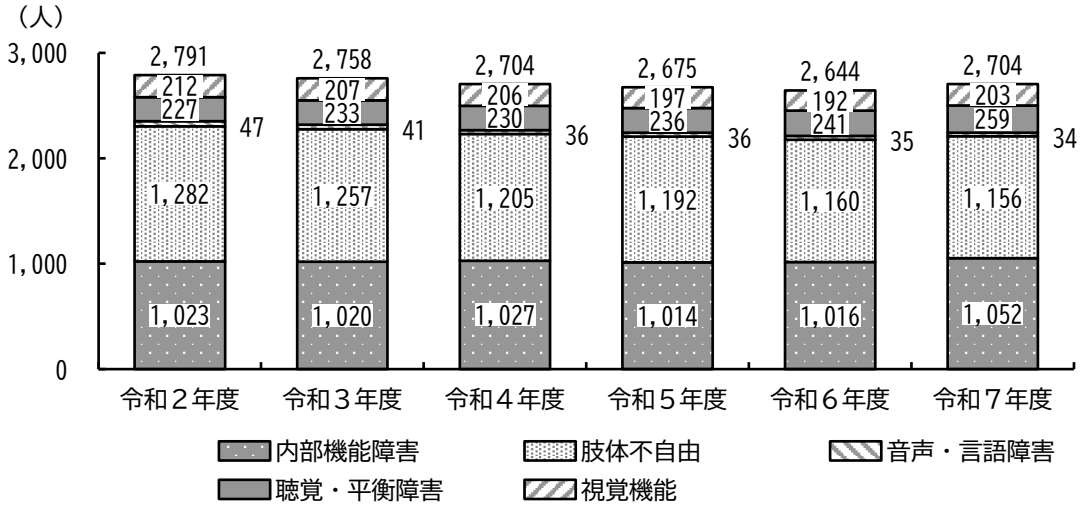
等級別では、１級が最も多く、次いで４級、３級となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障害となっています。

身体障害者手帳所持者の等級別



資料：障害福祉課（各年度３月31日現在）

身体障害者手帳所持者の障害種別



資料：障害福祉課（各年度３月31日現在）

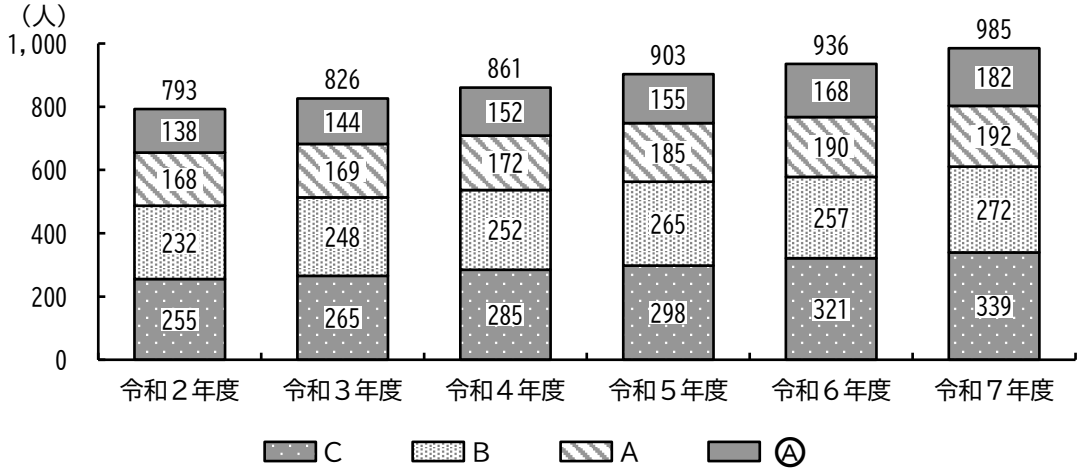
（３）療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳で、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障がい等級は、その程度に応じてⒶ（最重度）、Ａ（重度）、Ｂ（中度）、Ｃ（軽度）があります。

本市の療育手帳所持者は、年々増加傾向にあります。

等級別では、Ｃ（軽度）が最も多く、次いでＢ（中度）、Ａ（重度）となっています。

療育手帳所持者の等級別



資料：障害福祉課（各年度３月31日現在）

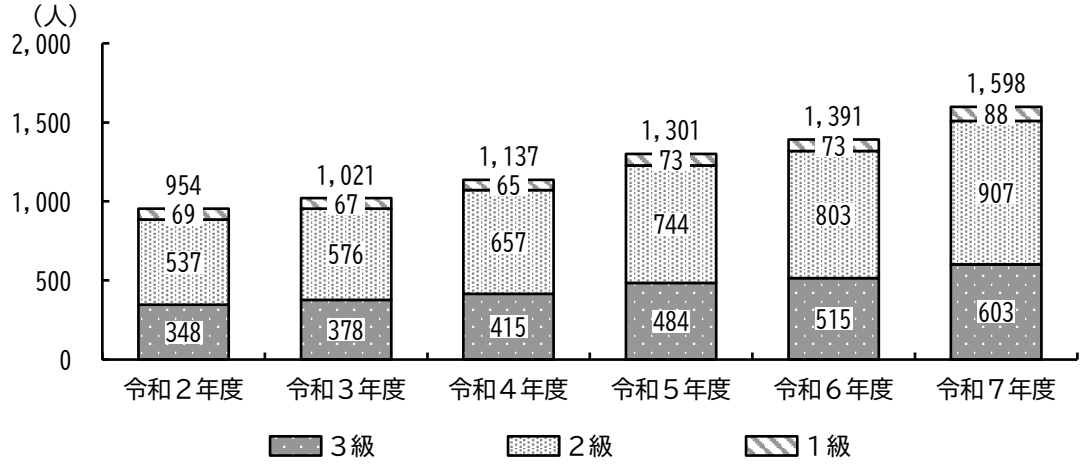
（４）精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院医療）の利用者

精神障害者保健福祉手帳とは、「精神保健福祉法」に定める一定以上の障がい・疾患がある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障がい等級は、その程度に応じて１級から３級まであります（級が小さいほど重度の障がい）。

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加傾向にあります。

等級別では、２級が最も多く、次いで３級となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別

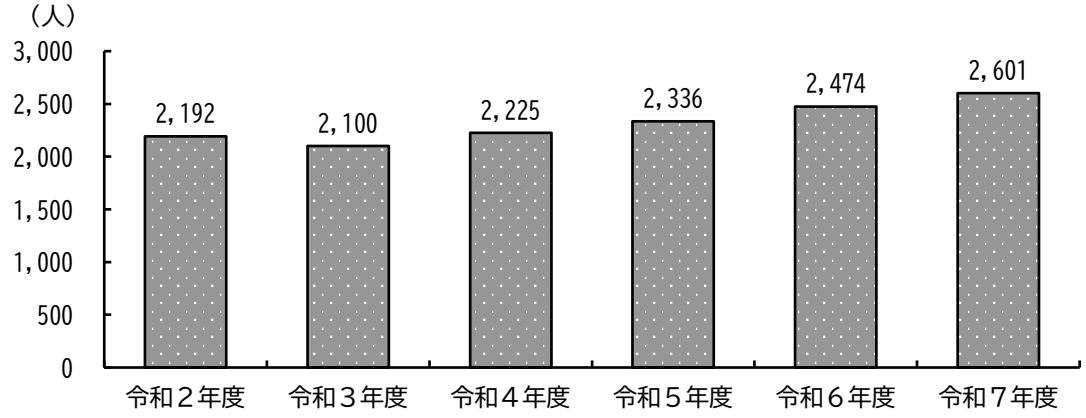


資料：障害福祉課（各年度３月31日現在）

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

本市の自立支援医療（精神通院医療）の利用者は、年々増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院医療）の利用者



資料：障害福祉課（各年度３月31日現在）

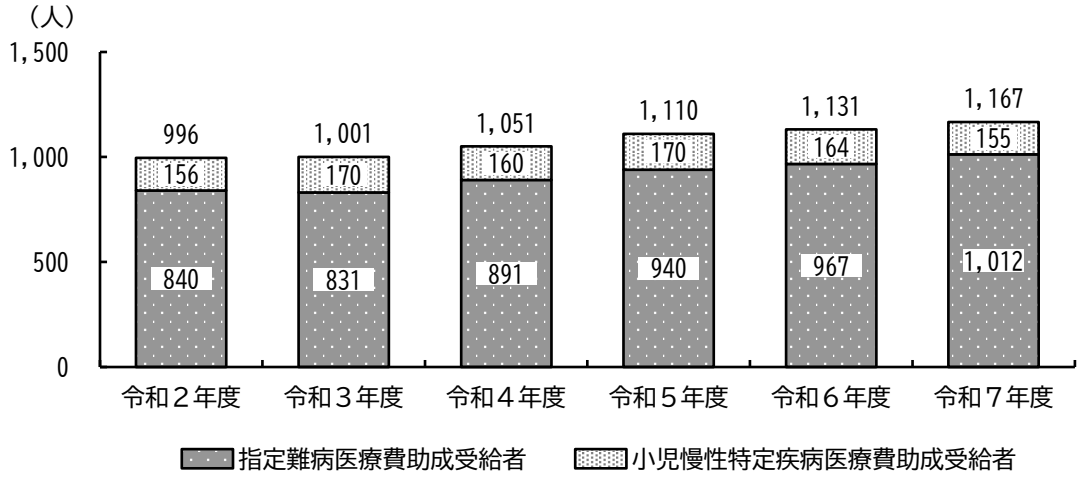
（５）難病等患者

「難病法」による医療費助成の対象となるのは、原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合です。

確立された対象疾病の診断基準とそれぞれの疾病の特性に応じた重症度分類等が、個々の疾病ごとに設定されています。

本市の難病医療費助成受給者数は、年々増加傾向にあります。

難病等患者数



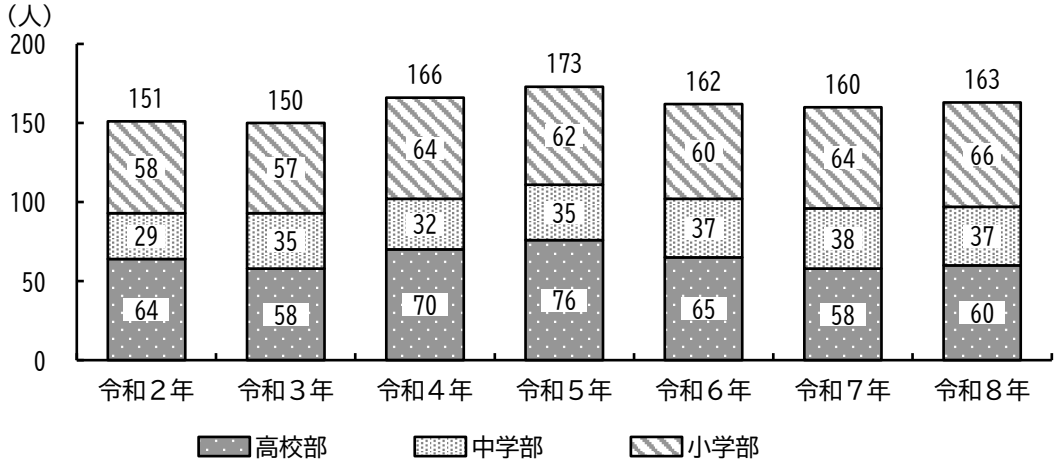
資料：南部保健所（各年度３月31日現在）

（６）障がいのある児童・生徒の就学状況

市内および近隣の特別支援学校に在籍する、本市の児童生徒数です。

本市における特別支援学校の在籍児童・生徒数は、横ばい傾向にあります。

特別支援学校在籍児童生徒数



資料：各支援学校

2 アンケート調査結果から見る現状と課題

（１）調査実施の概要

① 調査の目的

この調査は、令和８年度に「戸田市障がい者計画」の見直しとともに、「戸田市障がい福祉計画・戸田市障がい児福祉計画」の策定に取り組むにあたって、その基礎資料とするために、障がいのある方やご家族の方などの日頃の生活状況やサービスの利用状況、今後の意向などを把握するために実施しました。

② 調査対象と調査方法

調査の種類	調査対象	調査方法
18歳以上の方を対象とした調査	18歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方	調査票を郵送配布し、無記名郵送方式で回収しました。
18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査	18歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方、また手帳を有していないが、障害児通所サービスを利用している方	
サービス事業者の方を対象とした調査	戸田市民に障害福祉サービス等を提供している事業者	

③ 調査期間

令和８年●月●日から●月●日までの期間に実施しました。

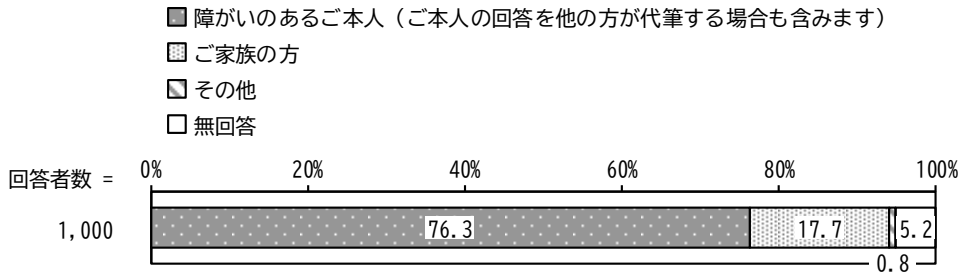
④ 配付・回収状況

調査の種類	配付数	有効回収数	有効回収率
18歳以上の方を対象とした調査			
18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査			
サービス事業者の方を対象とした調査			
合計			

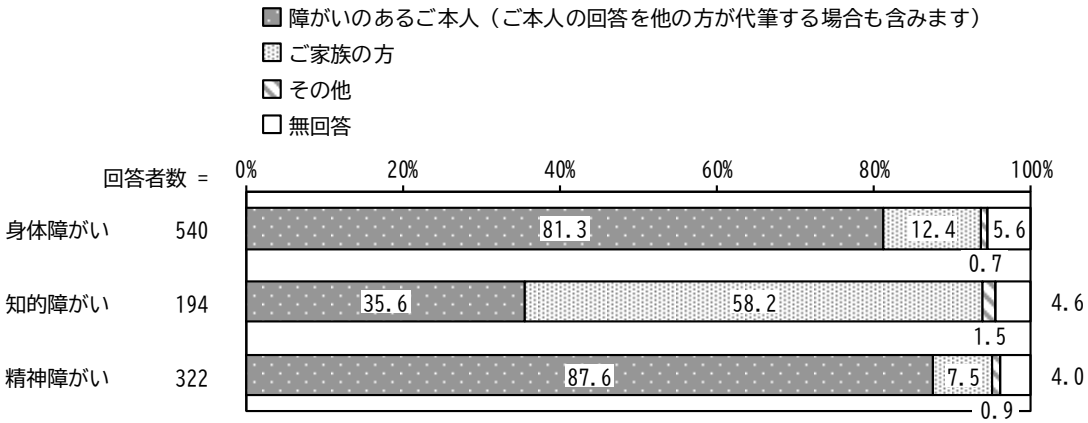
（２）18歳以上の方を対象とした調査（一部抜粋）

問　この調査票にご回答いただくのはどなたですか。

「障がいのあるご本人(ご本人の回答を他の方が代筆する場合も含みます)」の割合が 76.3%、「ご家族の方」の割合が 17.7%となっています。

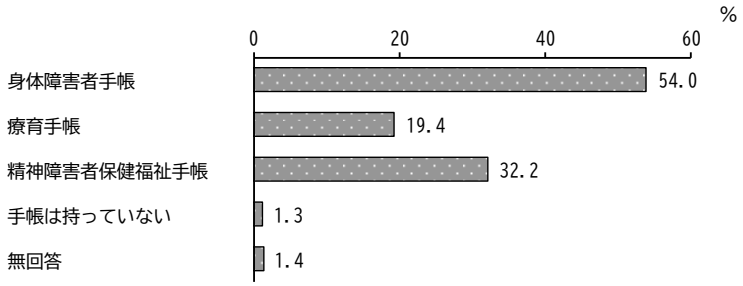


障がい者手帳所持者別クロス集計結果をみると、精神障がいで「障がいのあるご本人（ご本人の回答を他の方が代筆する場合も含みます)」、知的障がいで「ご家族の方」の割合が高くなっています。



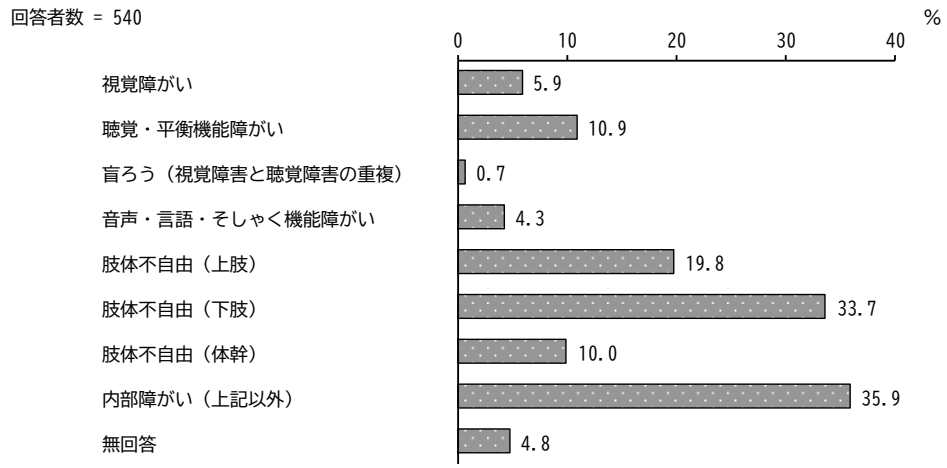
問　あなたが持っている手帳をお聞きします。手帳をお持ちの方は、選択肢右側の等級・程度にも○をつけてください。

「身体障害者手帳」の割合が 54.0%と最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」の割合が 32.2%、「療育手帳」の割合が 19.4%となっています。



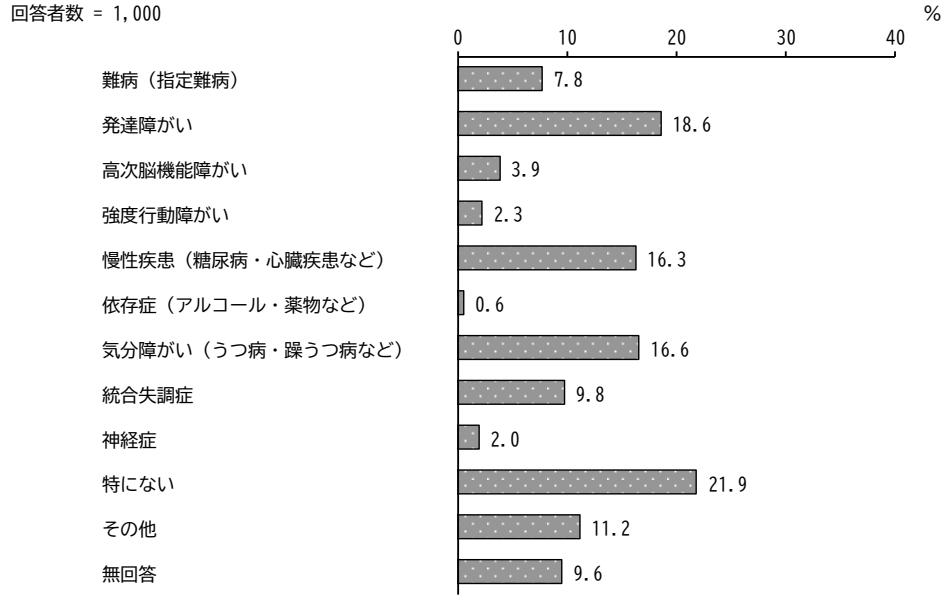
問　身体障害者手帳をお持ちの方にお聞きします。障がいの種類は何ですか。

「内部障がい（上記以外）」の割合が 35.9%と最も高く、次いで「肢体不自由（下肢）」の割合が 33.7%、「肢体不自由（上肢）」の割合が 19.8%となっています。



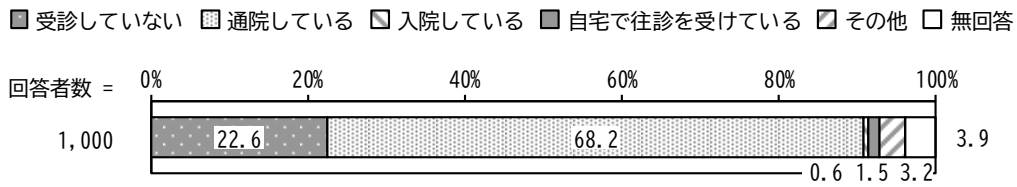
問　あなたには、次の疾患や障がいがありますか。

「発達障がい」の割合が 18.6%と最も高く、次いで「気分障がい（うつ病・躁うつ病など）」の割合が 16.6%、「慢性疾患（糖尿病・心臓疾患など）」の割合が 16.3%となっています。

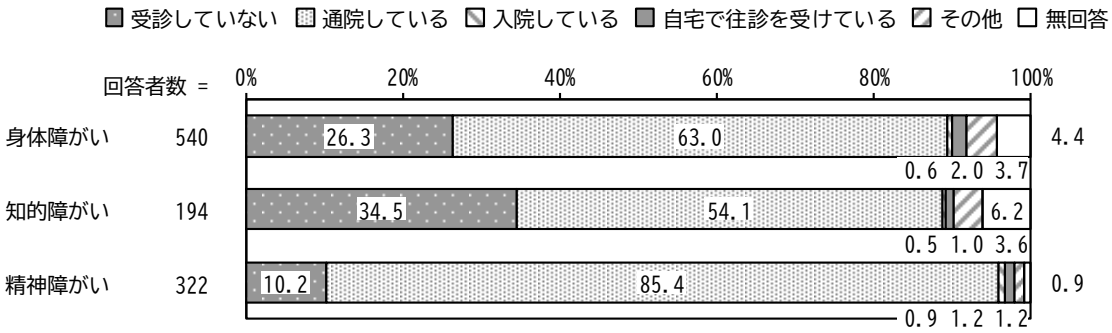


問　あなたは現在、障がいに関することで医療機関を受診していますか。

「通院している」の割合が 68.2%と最も高く、次いで「受診していない」の割合が 22.6%となっています。

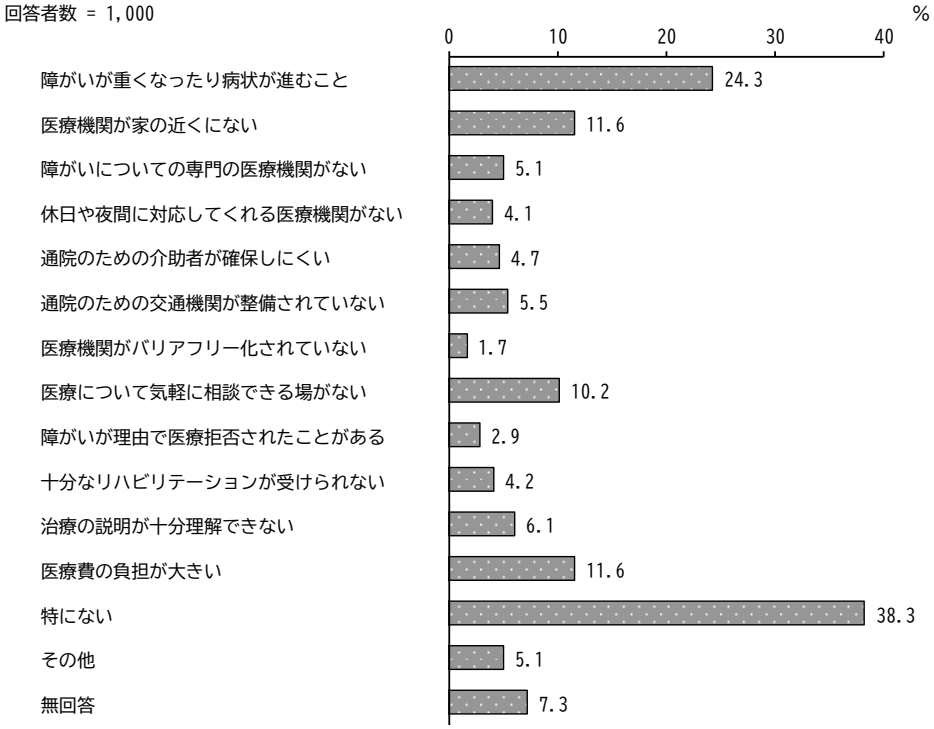


障がい者手帳所持者別クロス集計結果をみると、知的障がいで「受診していない」、精神障がいで「通院している」の割合が高くなっています。



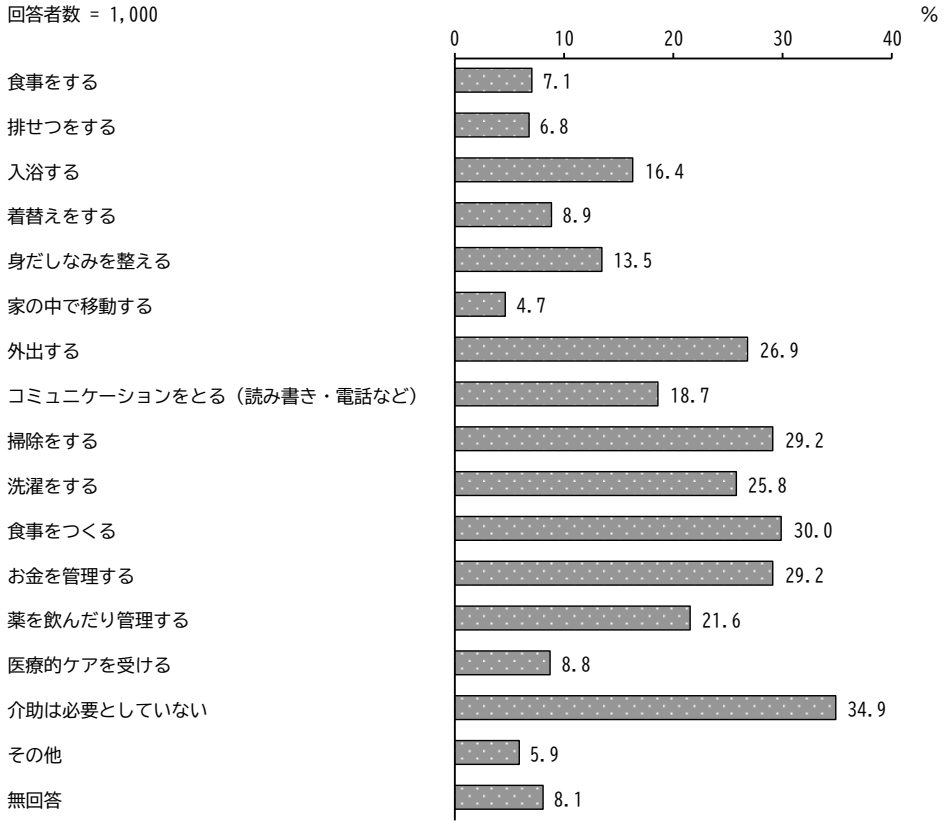
問　あなたには、医療に関して困っていることがありますか。

「障がいが重くなったり病状が進むこと」の割合が 24.3%と最も高く、次いで「医療機関が家の近くにない」、「医療費の負担が大きい」の割合が 11.6%となっています。



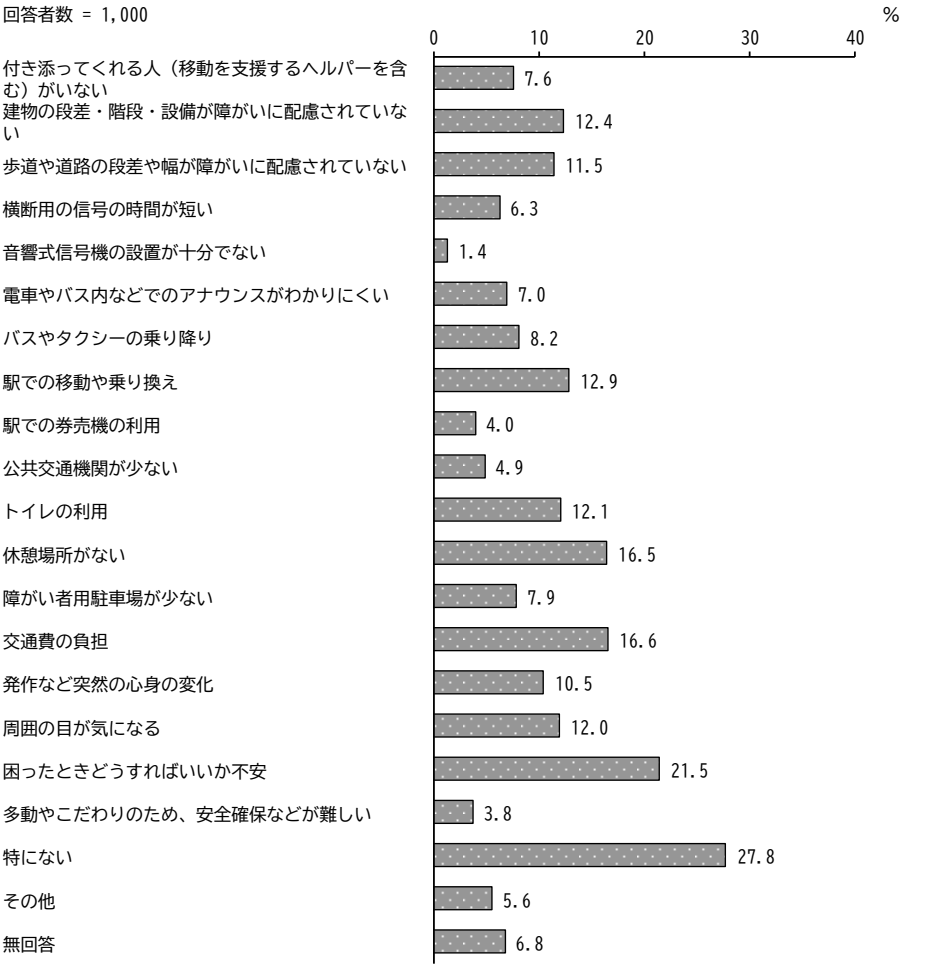
問　あなたは次のような日常生活に、介助を必要としていますか。

「介助は必要としていない」の割合が 34.9%と最も高く、次いで「食事をつくる」の割合が 30.0%、「掃除をする」、「お金を管理する」の割合が 29.2%となっています。



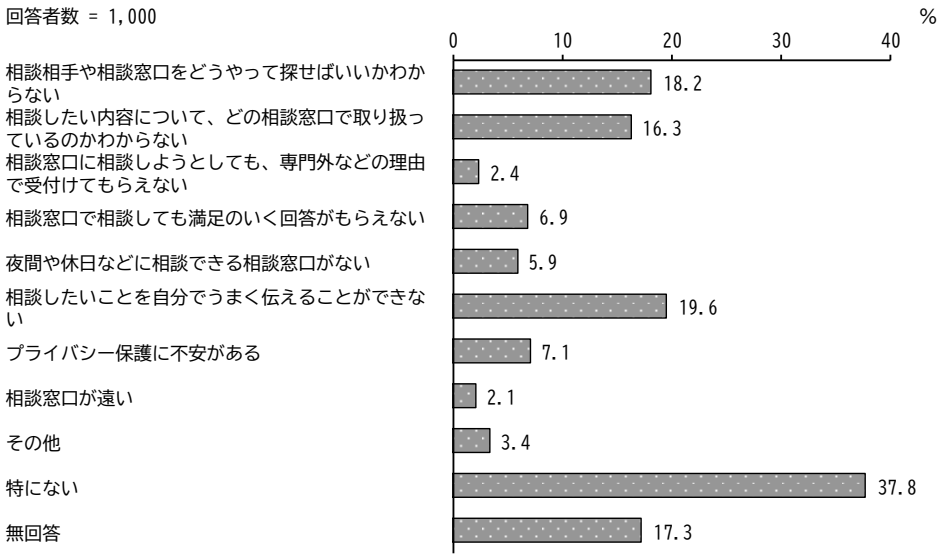
問　あなたは、外出するとき、どのようなことで困っていますか。

「困ったときどうすればいいか不安」の割合が 21.5%と最も高く、次いで「交通費の負担」の割合が 16.6%、「休憩場所がない」の割合が 16.5%となっています。



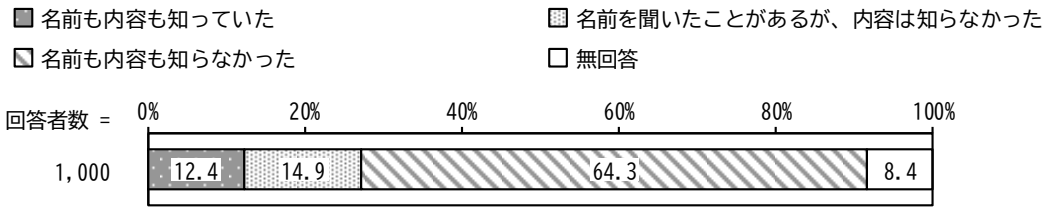
問　相談について、困ることはありますか。

「相談したいことを自分でうまく伝えることができない」の割合が 19.6%と最も高く、次いで「相談相手や相談窓口をどうやって探せばいいかわからない」の割合が 18.2%、「相談したい内容について、どの相談窓口で取り扱っているのかわからない」の割合が 16.3%となっています。



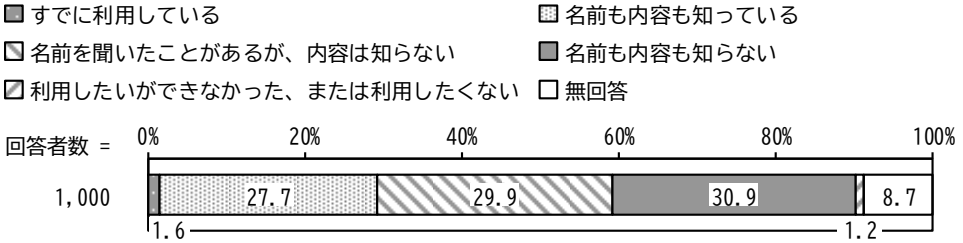
問　あなたは障害者差別解消法についてご存じでしたか。

「名前も内容も知っていた」の割合が 12.4%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」の割合が 14.9%、「名前も内容も知らなかった」の割合が 64.3%となっています。



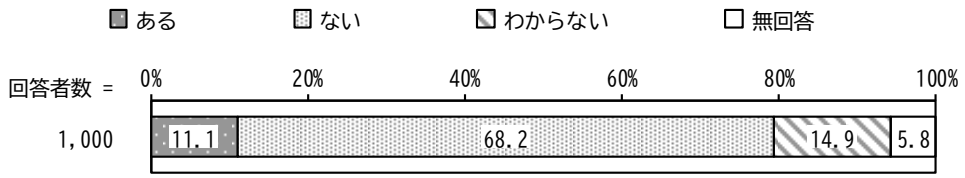
問　あなたは成年後見制度についてご存じですか。

「名前も内容も知らない」の割合が 30.9%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 29.9%、「名前も内容も知っている」の割合が 27.7%となっています。



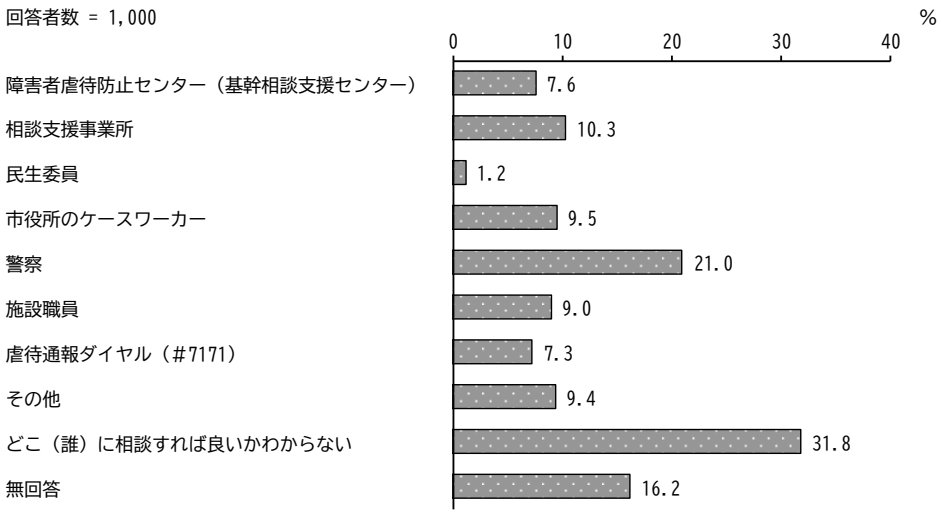
問　あなたは虐待（疑いを含む）を受けたことはありますか。

「ある」の割合が 11.1%、「ない」の割合が 68.2%となっています。



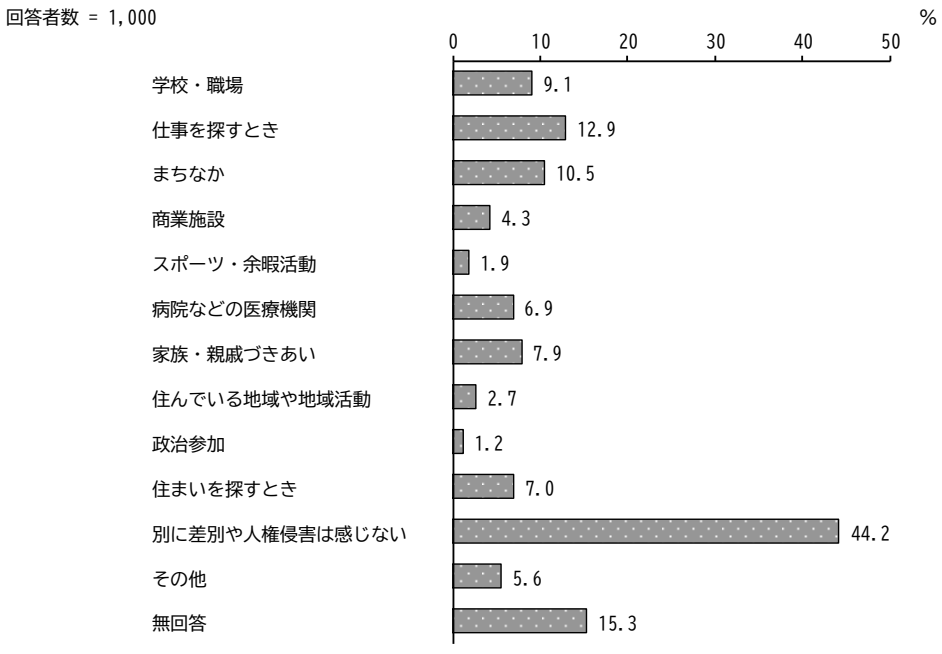
問　あなたは、職場や身内、障害者福祉施設やグループホーム等の職員から虐待を受けたとしたら、どこ（誰）に相談しますか。

「どこ（誰）に相談すれば良いかわからない」の割合が 31.8%と最も高く、次いで「警察」の割合が 21.0%、「相談支援事業所」の割合が 10.3%となっています。



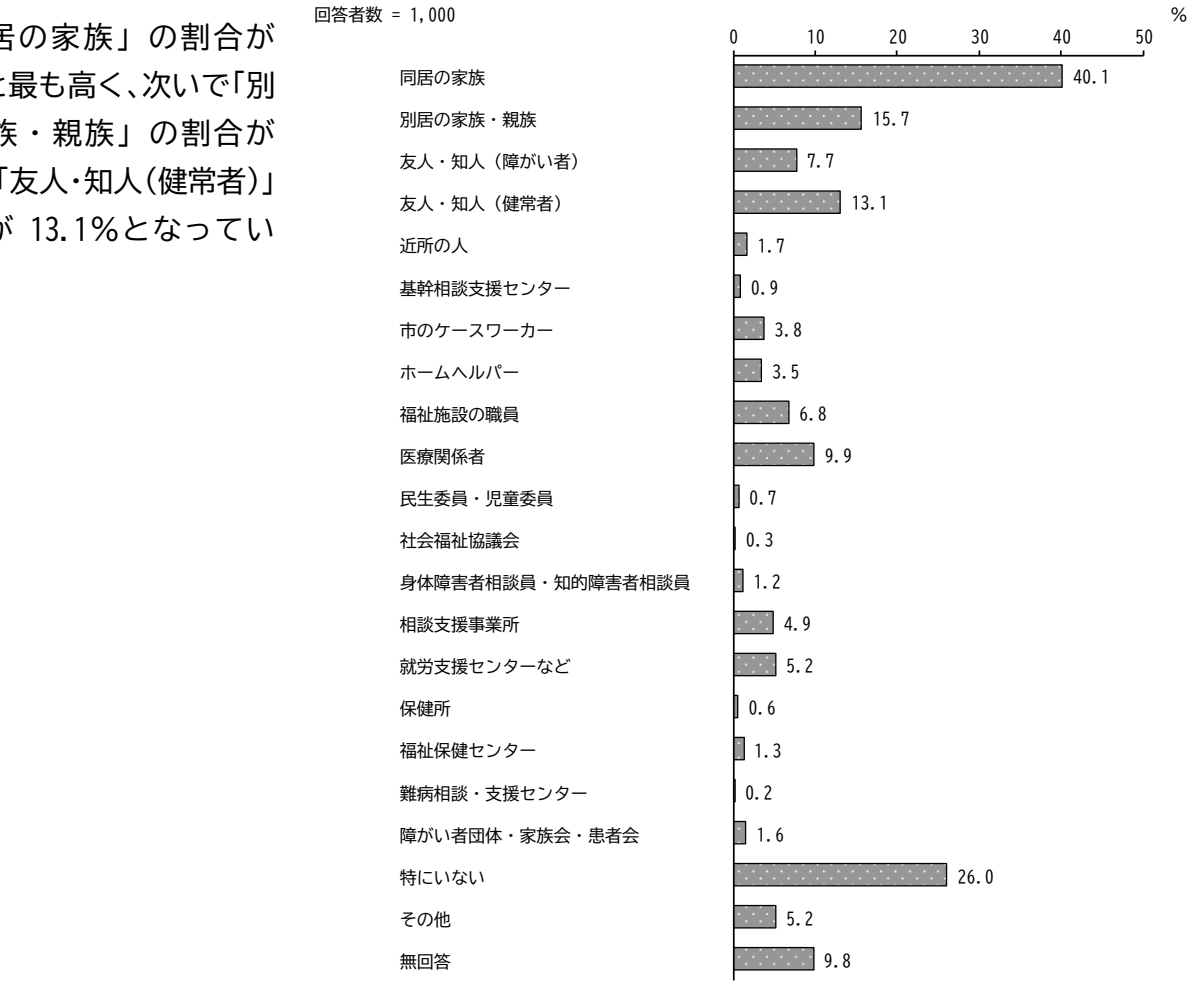
問　あなたや家族の方は、あなたの障がいのことで差別や人権侵害を受けていると、どのような場面で感じることがありますか。

「別に差別や人権侵害は感じない」の割合が 44.2%と最も高く、次いで「仕事を探すとき」の割合が 12.9%、「まちなか」の割合が 10.5%となっています。



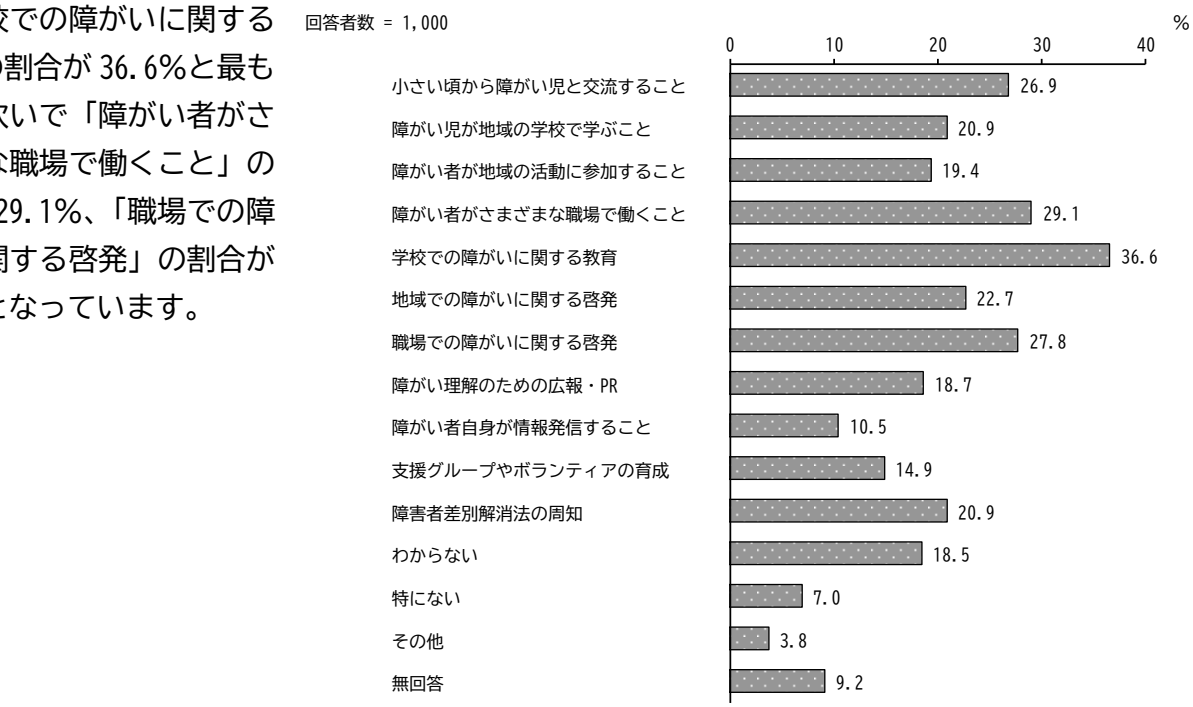
問　あなたには、障がいがあることを理由とした差別を受けたり、見たりしたことに対して、相談できる人や場所はありますか。

「同居の家族」の割合が40.1%と最も高く、次いで「別居の家族・親族」の割合が15.7%、「友人・知人(健常者)」の割合が 13.1%となっています。



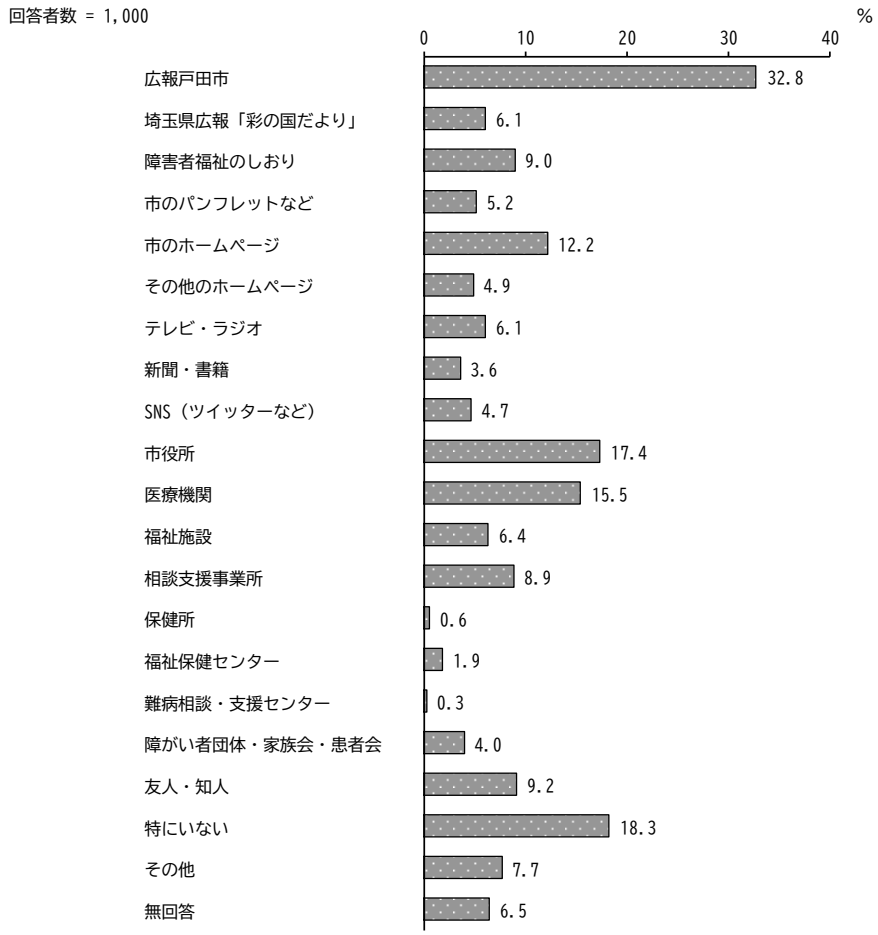
問　あなたは、障がいや障がい者についての理解を広げるためには、どのようなことが大切だと思いますか。

「学校での障がいに関する教育」の割合が36.6%と最も高く、次いで「障がい者がさまざまな職場で働くこと」の割合が 29.1%、「職場での障がいに関する啓発」の割合が27.8%となっています。



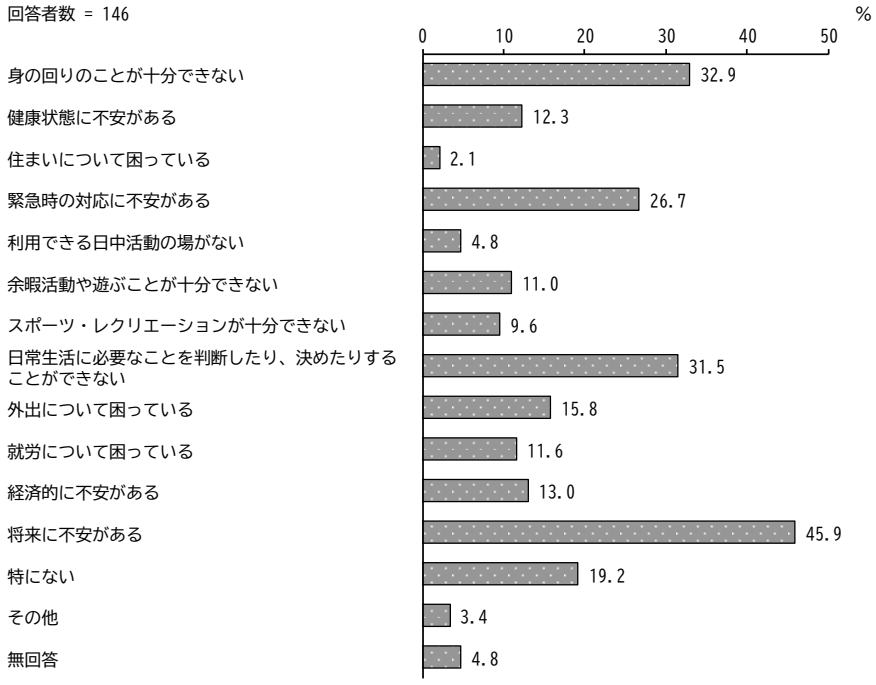
問　あなたは、福祉サービスなどの情報を、主にどこから入手していますか。

「広報戸田市」の割合が32.8%と最も高く、次いで「市役所」の割合が17.4%、「医療機関」の割合が15.5%となっています。



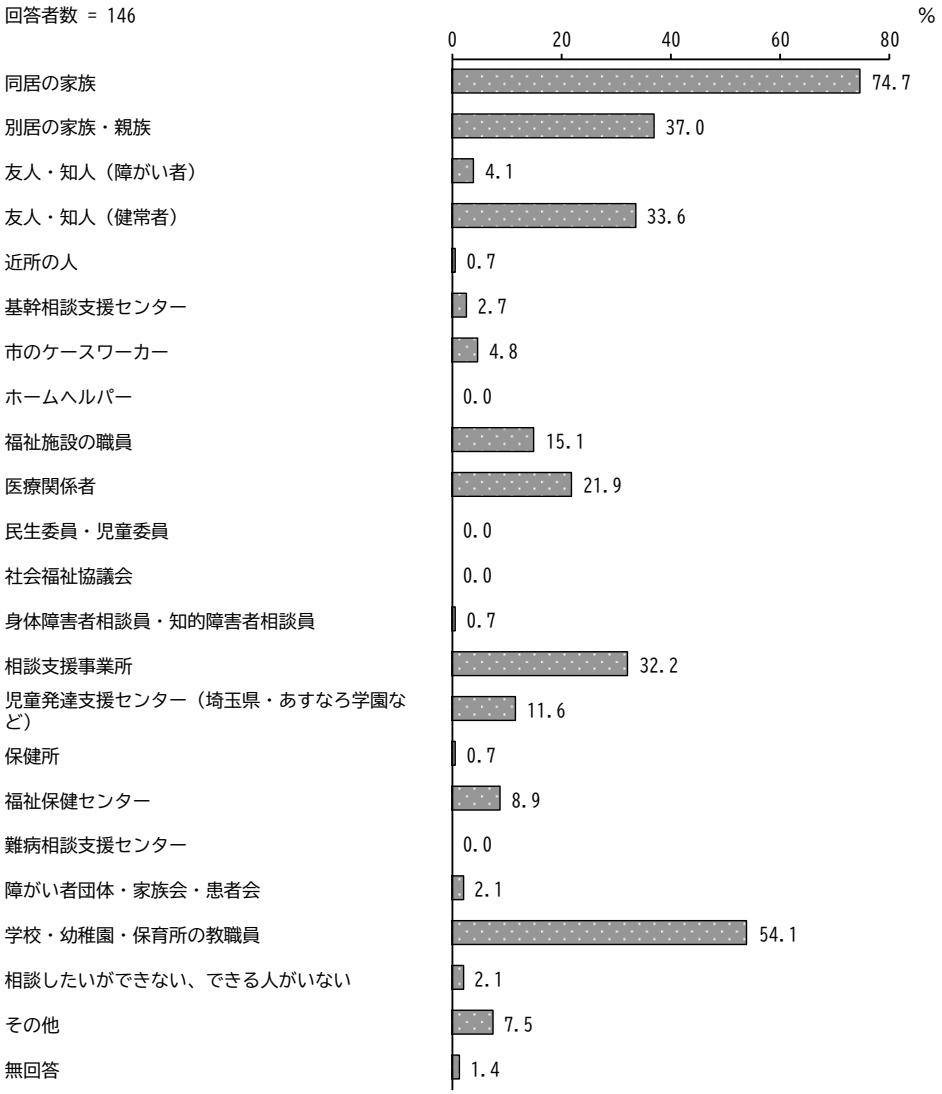
問　あなたには、日常生活で困っていることはありますか。

「将来に不安がある」の割合が45.9%と最も高く、次いで「身の回りのことが十分できない」の割合が32.9%、「日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない」の割合が31.5%となっています。



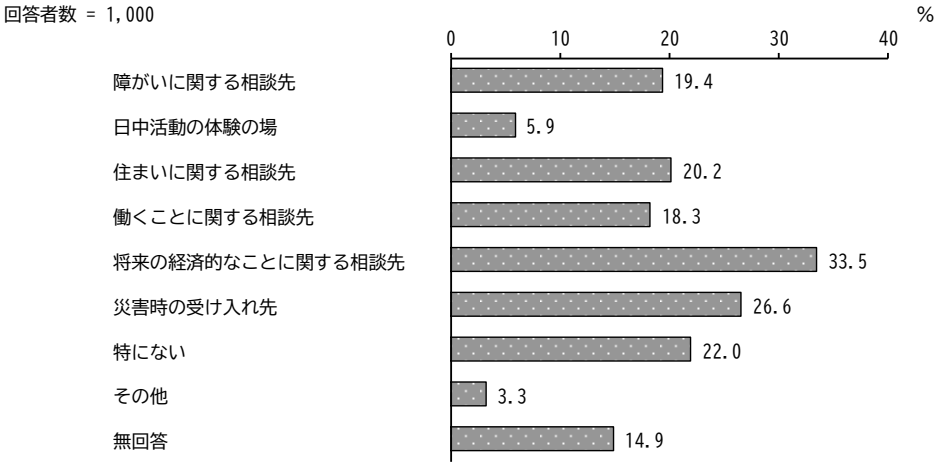
問　あなたや保護者の方は、普段困ったときに誰に相談していますか。

「同居の家族」の割合が74.7%と最も高く、次いで「学校・幼稚園・保育所の教職員」の割合が 54.1%、「別居の家族・親族」の割合が 37.0%となっています。



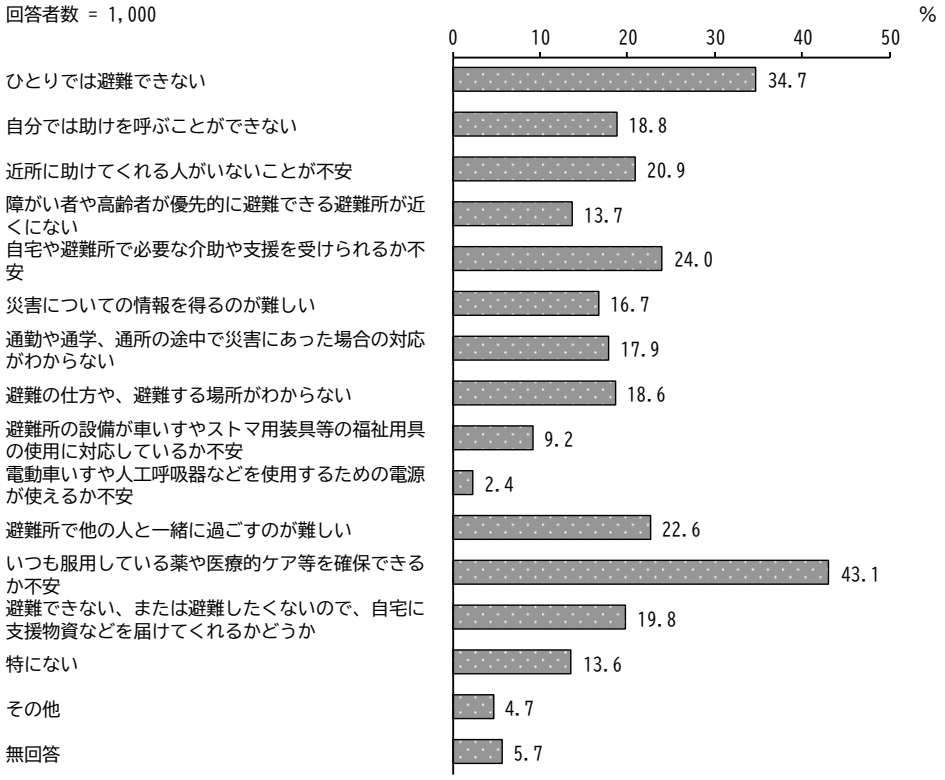
問　これからあなたが希望する暮らしをしていくために必要な支援はありますか。

「将来の経済的なことに関する相談先」の割合が33.5%と最も高く、次いで「災害時の受け入れ先」の割合が26.6%、「住まいに関する相談先」の割合が20.2%となっています。



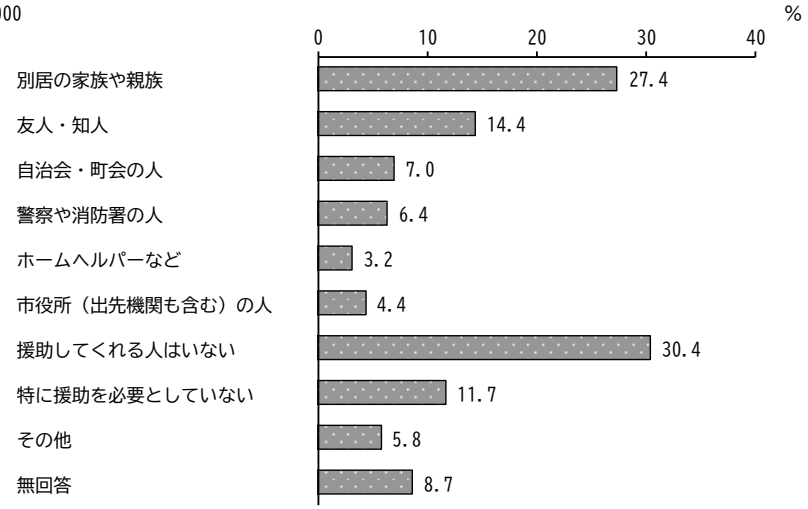
問　あなたは地震などの災害が起きたときのことについて、どのようなことに不安を感じていますか。

「いつも服用している薬や医療的ケア等を確保できるか不安」の割合が 43.1%と最も高く、次いで「ひとりでは避難できない」の割合が 34.7%、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」の割合が 24.0%となっています。



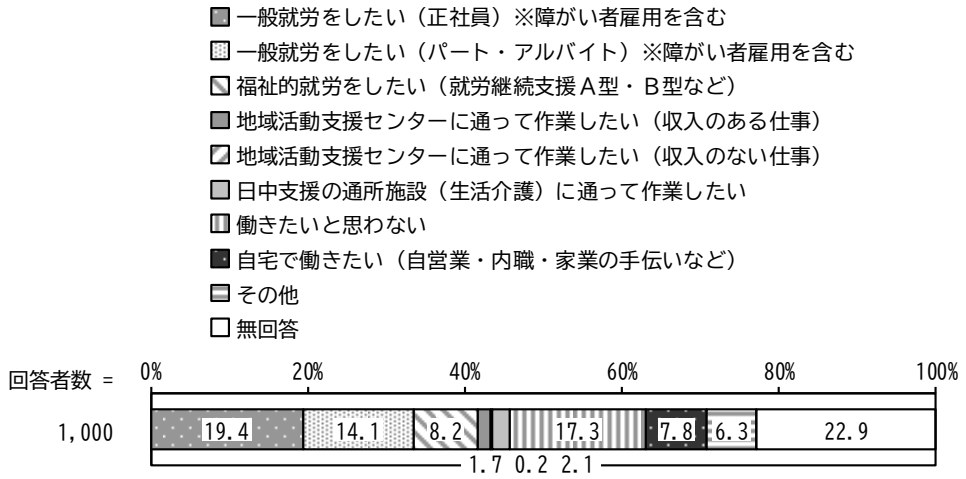
問　災害などの緊急時に、同居の家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

「援助してくれる人はいない」の割合が 30.4%と最も高く、次いで「別居の家族や親族」の割合が 27.4%、「友人・知人」の割合が 14.4%となっています。



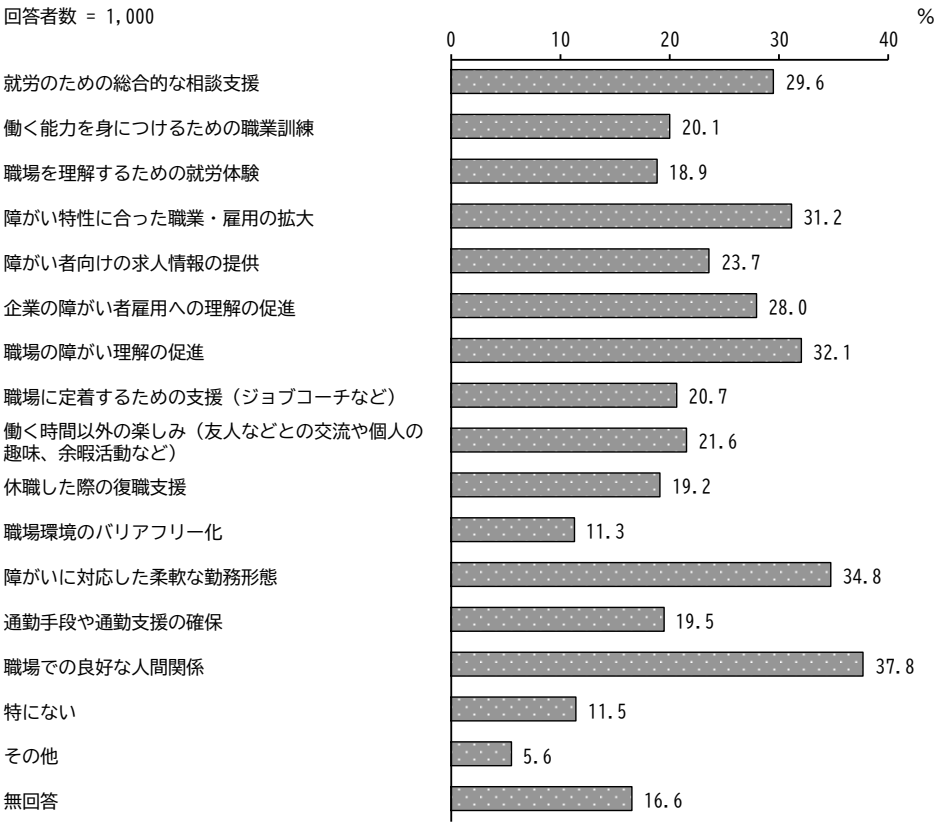
問　あなたは今後の就労希望について主にどのように考えますか。今の仕事を続けたい場合は、現在の就労状況に当てはまる選択肢をお選びください。

「一般就労をしたい（正社員）※障がい者雇用を含む」の割合が 19.4%と最も高く、次いで「働きたいと思わない」の割合が 17.3%、「一般就労をしたい（パート・アルバイト）※障がい者雇用を含む」の割合が 14.1%となっています。



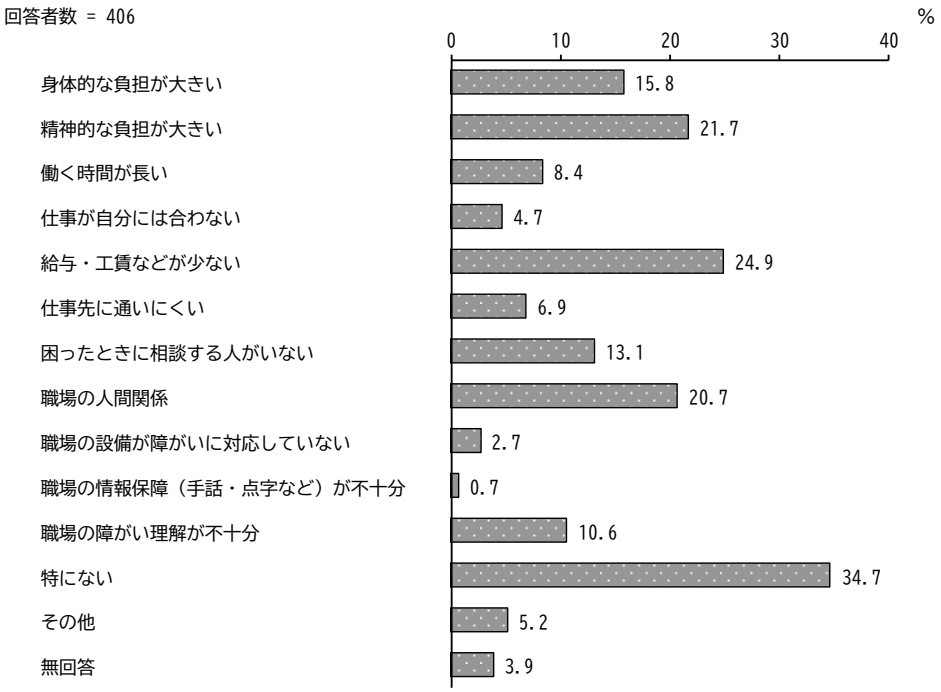
問　障がい者が一般就労するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「職場での良好な人間関係」の割合が 37.8%と最も高く、次いで「障がいに対応した柔軟な勤務形態」の割合が 34.8%、「職場の障がい理解の促進」の割合が 32.1%となっています。



問　あなたが仕事をする上で困っていることは何ですか。

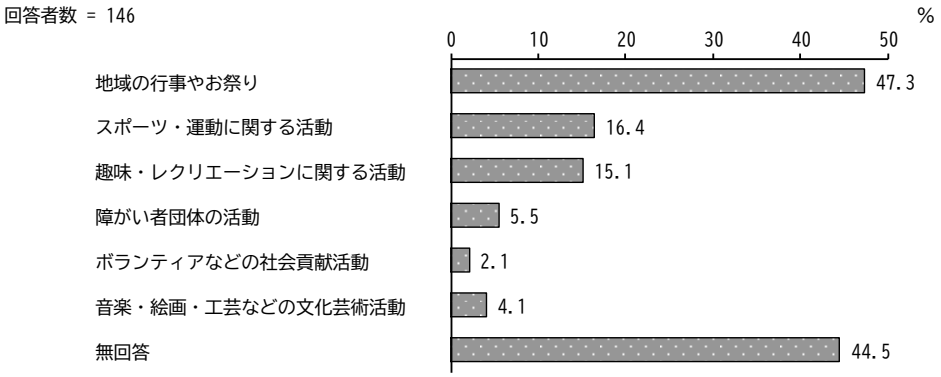
「給与・工賃などが少ない」の割合が 24.9%と最も高く、次いで「精神的な負担が大きい」の割合が 21.7%、「職場の人間関係」の割合が 20.7%となっています。



問　あなたは次のような地域活動や文化芸術活動などに参加していますか。

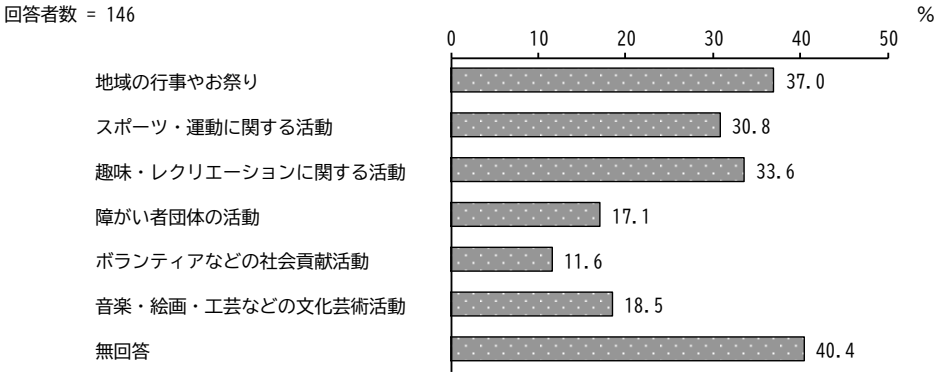
現在参加している（○はいくつでも）

「地域の行事やお祭り」の割合が 47.3%と最も高く、次いで「スポーツ・運動に関する活動」の割合が 16.4%、「趣味・レクリエーションに関する活動」の割合が 15.1%となっています。



今後参加したい（○はいくつでも）

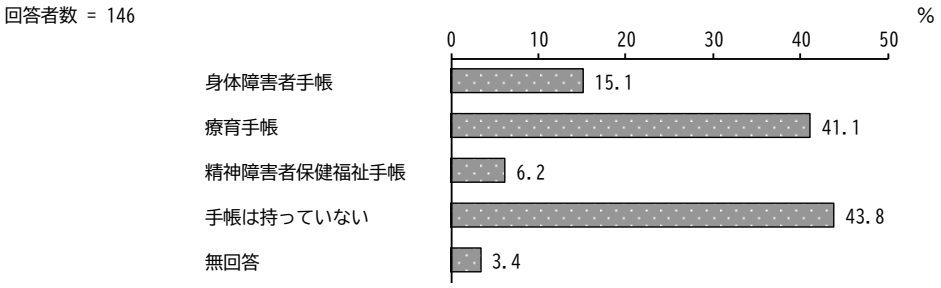
「地域の行事やお祭り」の割合が 37.0%と最も高く、次いで「趣味・レクリエーションに関する活動」の割合が 33.6%、「スポーツ・運動に関する活動」の割合が 30.8%となっています。



（3）18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査（一部抜粋）

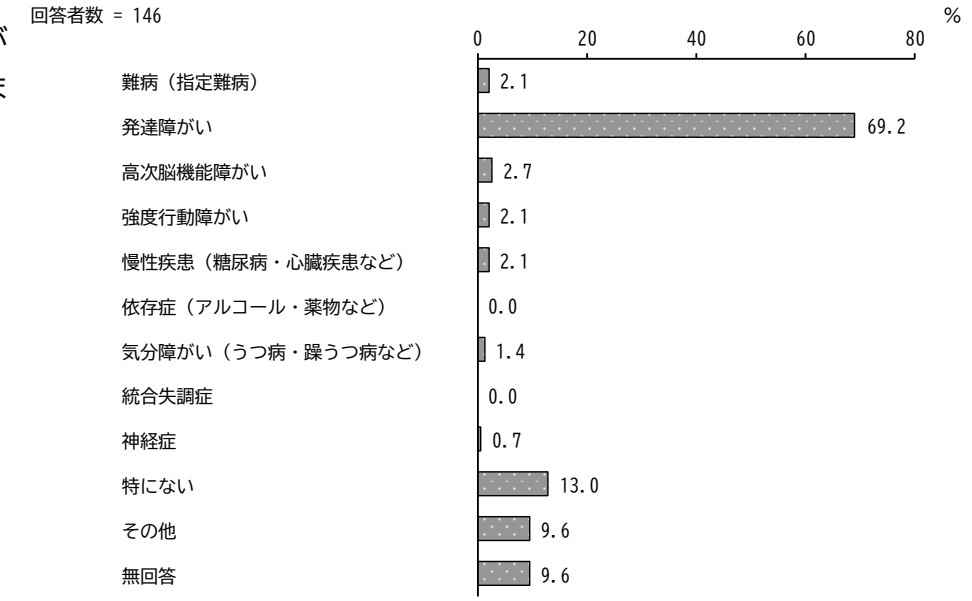
問　あなたが持っている手帳をお聞きします。

「手帳は持っていない」の割合が 43.8%と最も高く、次いで「療育手帳」の割合が 41.1%、「身体障害者手帳」の割合が 15.1%となっています。



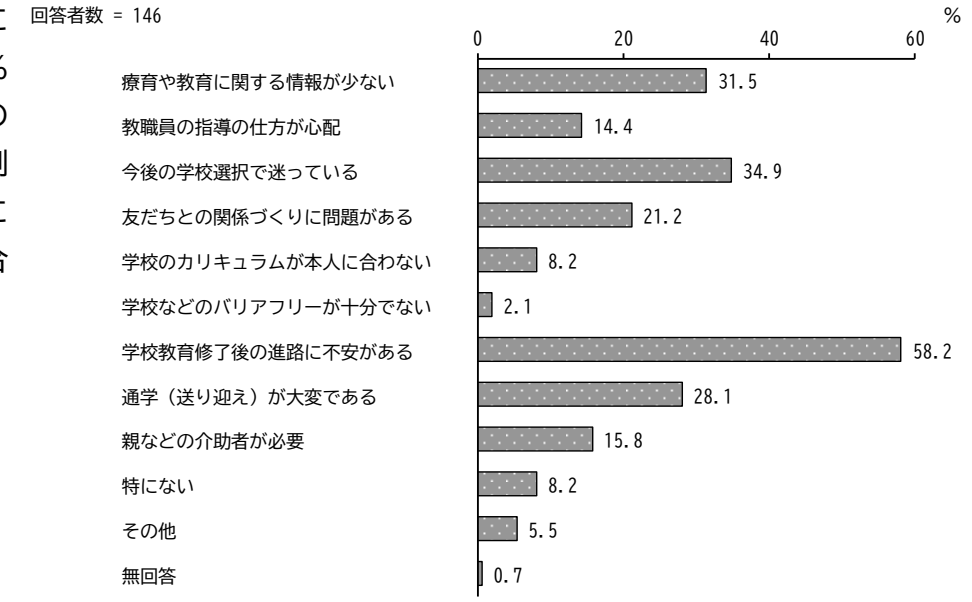
問　あなたには、次の疾患や障がいがありますか。

「発達障がい」の割合が 69.2%と最も高くなっています。



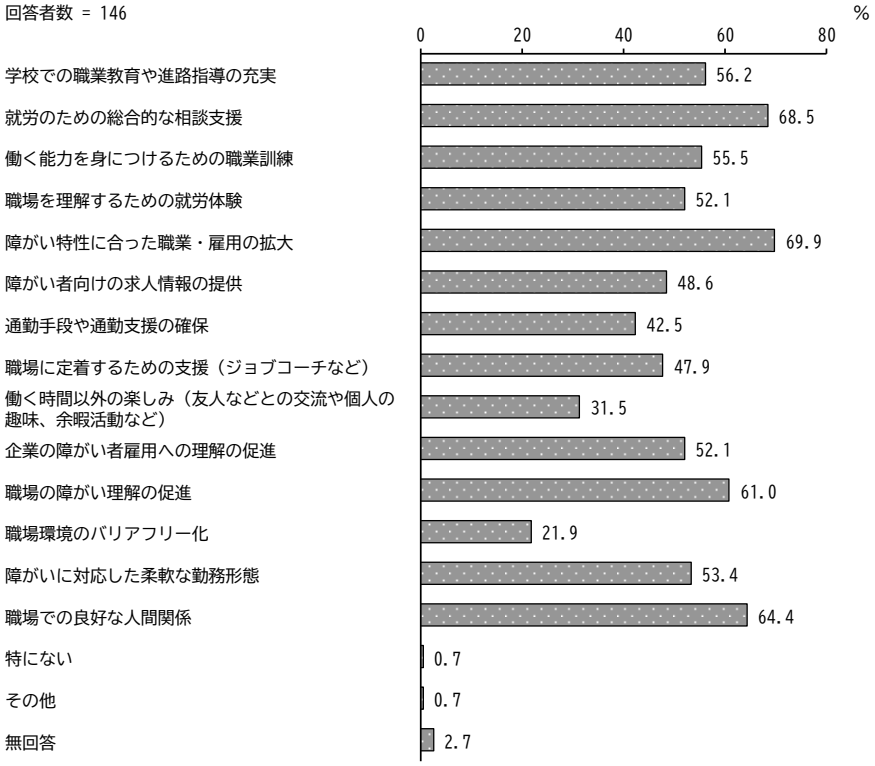
問　あなたや保護者の方には、療育や教育について、困っていることはありますか。

「学校教育修了後の進路に不安がある」の割合が 58.2%と最も高く、次いで「今後の学校選択で迷っている」の割合が 34.9%、「療育や教育に関する情報が少ない」の割合が 31.5%となっています。



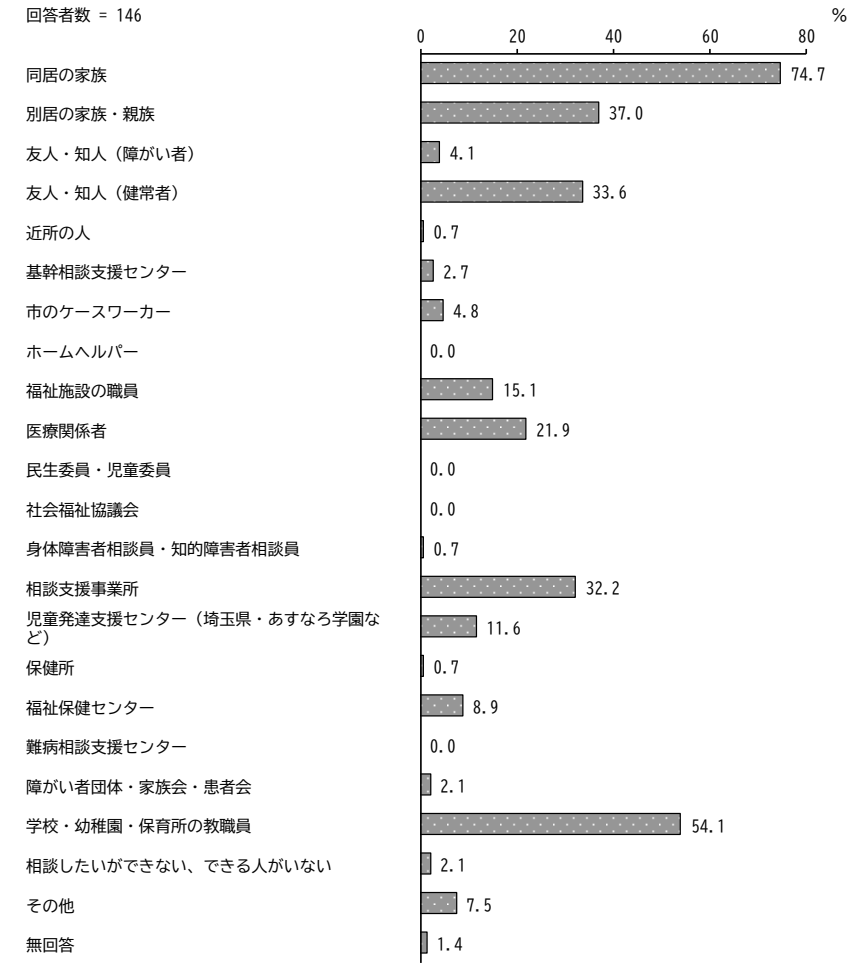
問　高等学校卒業後の障がい者の就労支援施策の強化を目指す中で、障がい者が就労するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」の割合が69.9%と最も高く、次いで「就労のための総合的な相談支援」の割合が 68.5%、「職場での良好な人間関係」の割合が64.4%となっています。



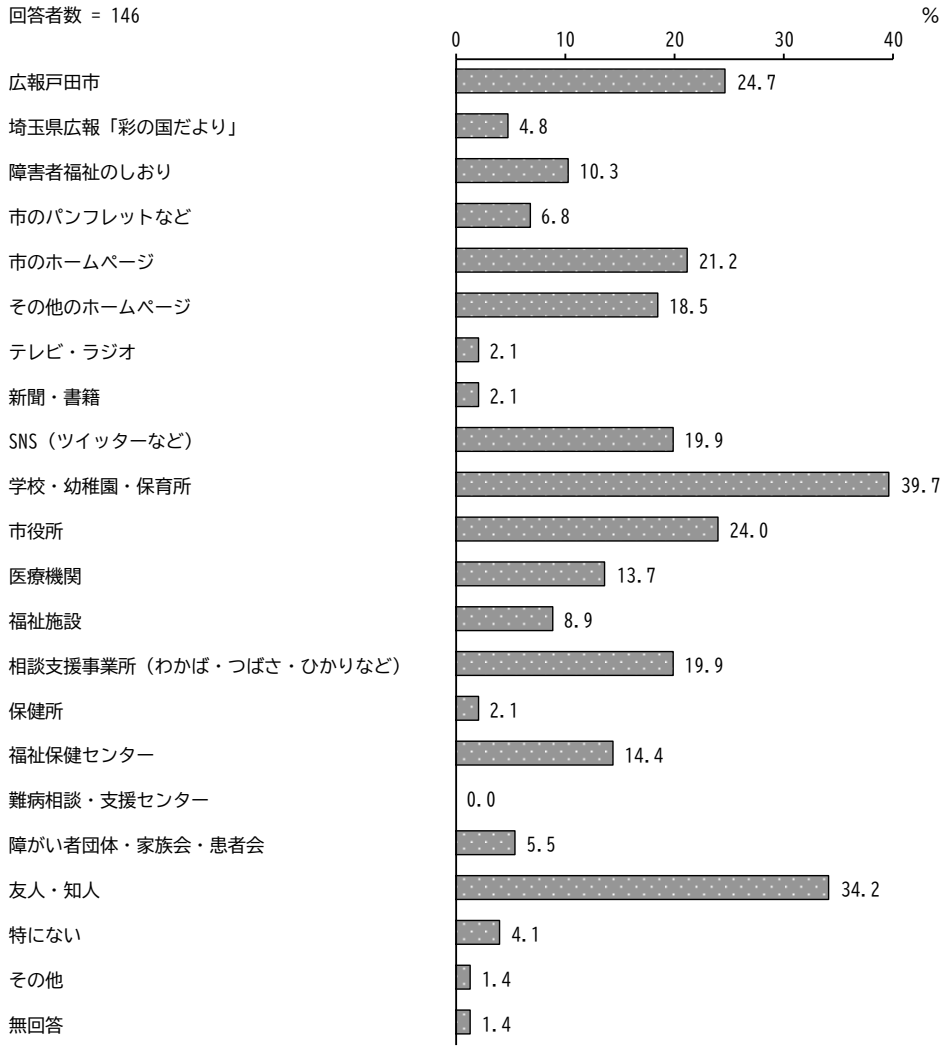
問　あなたや保護者の方は、普段困ったときに誰に相談していますか。

「同居の家族」の割合が74.7%と最も高く、次いで「学校・幼稚園・保育所の教職員」の割合が 54.1%、「別居の家族・親族」の割合が 37.0%となっています。



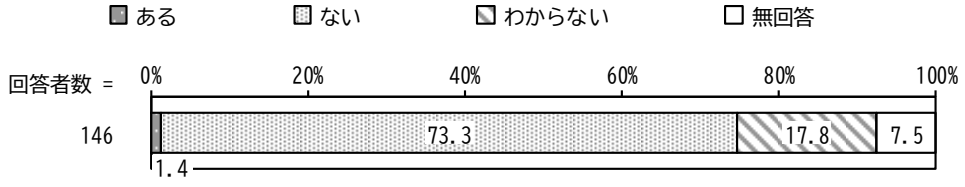
問　あなたや保護者の方は、福祉サービスなどの情報を、主にどこから入手していますか。

「学校・幼稚園・保育所」の割合が 39.7%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が 34.2%、「広報戸田市」の割合が 24.7%となっています。



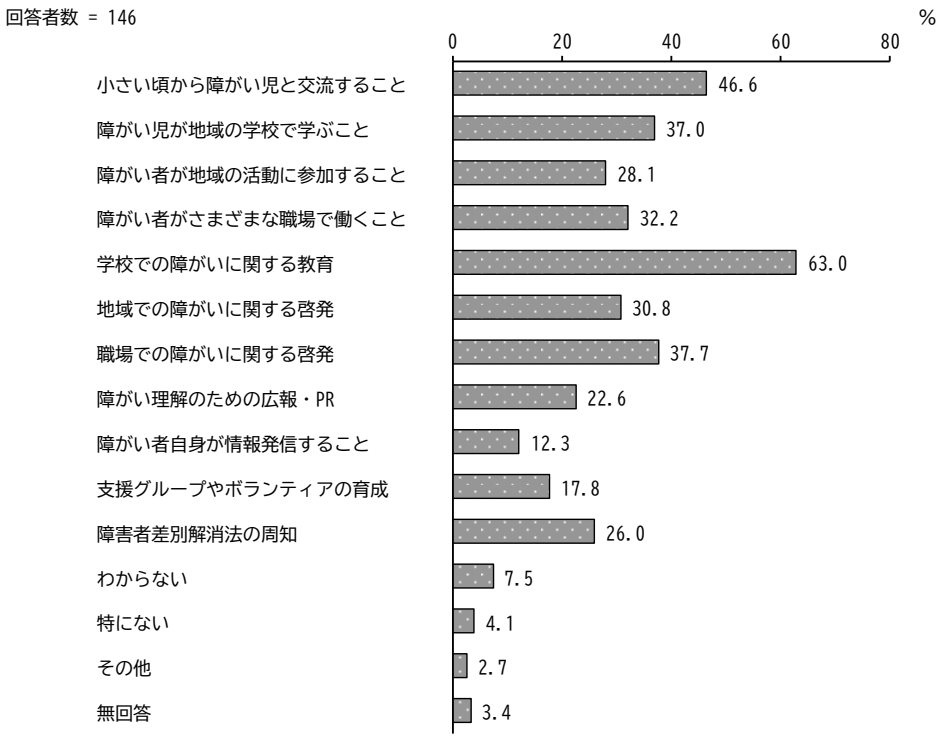
問　あなたは虐待（疑いを含む）を受けたことはありますか。

「ある」の割合が 1.4%、「ない」の割合が 73.3%となっています。



問　あなたや保護者の方は、障がいや障がい者についての理解を広げるためには、どのようなことが大切だと思いますか。

「学校での障がいに関する教育」の割合が 63.0%と最も高く、次いで「小さい頃から障がい児と交流すること」の割合が 46.6%、「職場での障がいに関する啓発」の割合が 37.7%となっています。



（４）サービス事業者の方を対象とした調査（一部抜粋）

作成中

（５）アンケート調査結果から見た今後の課題

作成中

① 相談支援・情報提供体制の充実・強化

※※※

3 ヒアリングから見える現状と課題

（1）主なヒアリング結果

1．人材確保・育成と事業所の経営基盤強化

●都内・他業種との労働条件格差と深刻な人手不足

- 東京都に隣接する地域特性から、都内法人や一般企業との給与格差・競争により、正規・パート・夜勤・ヘルパー等の確保が困難。
- 資格保持者や若手人材が不足し、職員の高齢化が進行。人員不足によるサービス一部休止（短期入所等）や事業所閉鎖が発生し、現場の過重労働や精神的疲弊も深刻化している。

●物価高騰・運営コストの増大と財政支援

- 円安・物価高騰・人件費上昇に伴い水道光熱費や委託費が急増し、赤字経営の危機に直面。
- 指定管理者制度における返還金の仕組み等により資金繰り越しができず、新事業展開や大規模修繕等の財源確保が困難。地域活動支援センターへの補助金見直しや国への報酬改定働きかけが求められている。

●次世代人材の育成と研修機会の確保

- 福祉の仕事に対する認知度向上やイメージ刷新に向け、市・社協・事業者が協働した就職フェアや小中高生向け啓発が必要。
- 現場の人手不足により外部研修への参加が困難なため、市合同研修の実施や専門職（発達障害等）の育成スキーム・養成機関の充実が望まれている。

2．重度障害・行動障害・医療的ケア児者への支援と社会資源の整備

●受け皿（生活介護・放デイ・GH 等）の不足と専門性の確保

- 重度障害、強度行動障害、医療的ケアが必要な当事者の受け入れ先が不足しており、利用断りや特定事業所への集中が発生。
- 障害種別・程度に応じた専門性の高い施設整備や事業所誘致、市内事業所全体での受け入れ体制・スキル向上に向けた行政の支援が急務。

●送迎・移動支援・夕方の居場所の創出

- 重度児者に対応した送迎付きサービスの充実や、ヘルパー不足による移動支援の停滞解消が求められている。
- 作業所終了後や放課後等に安心して過ごせる「大人版放課後デイ（日中一時）」や、思い切り身体を動かせる運動環境（スポーツセンター等の活用）が必要。

3．住まいの確保（居住福祉）と「親亡き後」への備え

●多様な住まいの選択肢とグループホームの拡充

- 市内での重度対応グループホームや入所施設が不足しており、当事者や保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」も安心できる市内の住まい確保が望まれている。
- 単に施設を増やすだけでなく、一人暮らしや自宅継続を含む「居住福祉」の視点に基づいた見守りや伴走支援、GH の運営質向上・虐待防止対策が不可欠。

●一般賃貸契約のハードル緩和

- 障害者が賃貸物件を借りづらい現状に対し、不動産・地域・支援機関が連携する「居住支援協議会」の設置等による仕組みづくりが必要。

４．児童発達支援・教育・ライフステージの切れ目ない支援

●医療的ケア児・重度障害児の地域における就学・保育

- 市内保育園や小中学校での受け入れ条件が厳しく、市外の特別支援学校へ通学せざるを得ない児童が多い。通学負担の軽減や、地域（戸田市）で学べる環境整備が求められている。

●教育と福祉の連携強化と連続性

- 療育から学校教育へのスムーズな情報共有や、幼児期の個別支援計画と学童期の教育支援計画との連動が必要。
- 早期療育において、スケジュール過密や大人の都合にならず「子どもを中心とした生活・学び」を保つ視点が重要。

●「18 歳の壁」と進路・余暇活動の充実

- 学校卒業後の進路選択肢が少なく受け入れ枠への不安が強い。18 歳以降の社会活動・余暇活動の場が不足しており、親の会等による活動へのバックアップが求められている。

５．就労支援の推進と企業への理解促進・環境整備

●就労支援機関の認知向上と当事者ニーズの接続

- 企業向け周知は進んでいるものの、当事者・保護者・一般支援者への就労支援機関の周知が不足している。

●企業のバリアフリー化と合理的配慮・定着支援

- 企業側の障害理解や合理的配慮、職場環境（バリアフリー化・駐車スペース等）の整備を支援するコーディネーターや定着支援の強化が必要。

６．相談支援体制の再構築と重層的支援・ケアラー支援

●相談窓口の明確化と質の平準化

- ニーズの複雑化や精神障害者の増加に対応するため、委託相談体制の再検討や相談支援専門員のスキル向上・確保が必要。
- 当事者・家族が「どこに相談すればよいか」迷わないよう、分かりやすい窓口案内と丁寧な初期対応が求められている。

●精神障害に対応した地域包括ケアと医療連携

- 病識が不足しやすい精神障害者に対し、当事者の自己決定を尊重しつつ医療の担保（継続受診や服薬支援等）を組み込んだ支援体制が必要。
- 自立支援協議会に（仮称）地域支援部会などを設置し、医療・保健・福祉の横の繋がりを強化することが望まれる。

●重層的支援とケアラー支援

- 複合的な生活課題に対応する横断的支援体制が必要。また、親の高齢化等により障害当事者がケアラーとなるケースに対し、個人支給を超えた「家族支援」の施策化が求められている。

７．防災対応・災害時支援体制の強化

●障害特性に配慮した避難環境の確保

- 一般避難所への避難が難しい当事者のため、個室やプライベート空間、騒音に配慮した福祉避難所の拡充と情報公開が必要。
- 避難所へいけない「自宅避難者」への対応充実や、配慮事項を事前共有する実践的な避難訓練の実施が求められている。

●医療的ケア児者への電源確保とインフラ・情報保障

- 人工呼吸器等の非常用電源確保、医療物品の備蓄、水害時の移動対策が最重要課題。
- 災害時に手話通訳者が被災することを想定した ICT 遠隔手話通訳の導入など、情報の確実な伝達（情報保障）が必要。

8．情報伝達・手続きのデジタル化・計画の評価体制（ＰＤＣＡ）

●丁寧な情報発信とアクセシビリティ向上

- 市の優れた施策や新しい制度が当事者や高齢者に届いていない現状があるため、当事者目線に立った分かりやすい広報が必要。
- 市の動画やイベントにおける手話通訳の標準配置、ミライロ ID（障害者手帳アプリ）の周知が求められている。

●行政手続きの電子化（オンライン化）

- 支給申請や更新手続きについて、紙媒体だけでなくオンライン申請を導入してほしいという要望が多い。

●具体的な数値目標（可視化）と PDCA サイクル

- 計画の進捗管理において、客観的・定量的な評価基準を明示し、施策の成果や実施結果を当事者・事業者に明確にフィードバックする仕組みが必要。

（2）ヒアリング結果から見た今度の課題

① 障害福祉人材の確保・育成と事業所経営基盤の強化

・都内や他業種との給与・労働条件格差により、深刻な人手不足（正規・非常勤・ヘルパー等）が常態化している。

・物価高騰・光熱費上昇・人件費増が事業所経営を圧迫しており、サービス提供体制の維持が危ぶまれている。

② 重度障害・行動障害・医療的ケア児者への受け皿拡充

・重度障害者、強度行動障害者、医療的ケア児者を受け入れられる日中活動・通所・送迎サービスが不足している。

③ 市内における「住まい」の確保と居住福祉の推進

・市内に重度対応のグループホーム（GH）や入所施設が不足しており、「親亡き後」の生活基盤に大きな不安が存在する。

・戸田市内の地価高騰が事業者のGH開設を阻む大きな障壁となっているほか、民間賃貸住宅の契約拒否等の課題もある。

④ ライフステージに応じた切れ目のない支援（児童～成人）

・医療的ケア児等の地域での保育・就学（市内小中学校での受け入れ）が難しく、市外施設通学等の負担が大きい。

・高等部卒業後（18歳の壁）の受け皿や進路の選択肢が限られている。

⑤ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害のある方の退院後の「病識の不足・自己管理の難しさ」に対し、福祉分野での対応に課題がある。

・訪問看護や障害福祉事業所の急増に伴い、精神支援における職員の質・専門性のバラつきが懸念されている。

⑥ 重層的支援体制の構築と「ケアラー支援」の制度化

・8050問題や複合課題の増加、障害当事者自身が高齢親のケアを担う「当事者のケアラー化」など、個人支援だけでは解決できない事案が増加している。

⑦ 障害特性に対応した「防災・災害時支援」の強化

・一般避難所ではパニックや音・環境面から滞在できず、「自宅避難」を選ばざるを得ない当事者が多い。

・医療的ケア児者への非常用電源の確保や、水害時の移動（機器の重量等）が困難である。

⑧ 情報伝達・行政手続きの利便性向上とPDCAサイクルの確立

・市の有益な情報や施策が当事者や高齢保護者に届いていない（情報アクセシビリティの課題）。

・各種手続きの紙媒体処理や、計画に対する進捗・成果のフィードバックが不十分である。

4　重点施策５点の進捗状況についての振り返り

戸田市障がい者計画においては、「１.相談支援・情報提供体制の充実・強化」、「２.障がいのある人の権利擁護の推進」、「３.地域生活を送るための支援の充実」、「４．就労・社会参加支援の充実」、「５．障がい児支援の提供体制の充実」の５つの項目を重点施策に位置づけ、取組を進めてきました。

（１）相談支援・情報提供体制の充実・強化について

＜基本的な考え方＞

すべての障がい者が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、障がい者等の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。すべての障がい者がそのための意思決定ができるように、地域の相談支援体制及び障害福祉サービス等の情報提供体制の充実・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談機能の連携強化に取り組みます。

＜主な施策＞

1-1-1 情報提供体制の充実

1-2-1 相談支援体制の充実

＜主な成果＞

※※※

＜主な施策＞

1-3-1 障害者差別解消法の啓発・適切な運用

1-3-3 戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発・適切な運用

1-4-1 障がいのある人への虐待対応

1-7-1 内部障がい・聴覚障がいへの理解

1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解

1-7-3 交流の促進

1-8-1 学校等での福祉教育の充実

1-8-2 社会での福祉・人権教育の充実

1-10-1 ボランティア活動の充実

＜主な成果＞

※※※

※※※※※※※※※。

（４）就労・社会参加支援の充実について

＜基本的な考え方＞

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

また、企業への働きかけや連携を通じて、就労支援を提供し、福祉的就労から一般就労への移行を促進し、職場での安定雇用を支えます。職場の定着を図るためのサービスも促進します。

障がいのある人の日中の生活と訓練の場の確保に努めるとともに、障がいのある人が様々な人たちと交流できる場を拡充し、社会のあらゆる分野に障がいのある人もない人もともに参加し活動できるような機会の提供に努めます。

＜主な施策＞

2-12-1 スポーツ活動の推進
2-13-1 参加しやすい環境の整備
2-14-2 福祉施設から一般就労への移行等
2-15-1 職業能力開発の充実
2-17-1 企業への働きかけの推進

＜主な成果＞

※※※※※※※※※

れるこどもの健やかな成長に対する支援」を実現していきます。

＜主な施策＞

3-1-2　児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

3-1-3 早期発見体制の強化、療育支援の推進

3-2-1　医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児を支援する通所事業所の連携強化

3-2-2 医療的ケア児等の支援体制の充実

3-3-1 特別支援教育の充実

3-4-1 放課後支援・療育の場の充実

＜主な成果＞

※※※

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

と　ともに生き　ともに支え合い

だ　だれもが

し　しあわせを実感できるまち

～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～

前計画より、障がい者自身の生き方について、自らの意思や願いに基づき、主体的に決定できるための支援を行うということに重点を置き、「 ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～ 」を計画の基本理念としていました。

これまでの計画期間でみえてきた課題とこれからの方向性を照らし合わせ、引き続きこの基本理念の実現をめざし、取組を進めていきます。

障がいのある人もない人も、誰もが自分らしく地域生活を送ることができる戸田市を目指して、本基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

また、障がいのある人が、それぞれの年齢に応じた日常生活や社会生活をおくることができるように、全ての施策をライフステージごとの特性に配慮しながら推進していきます。関係各課の連携による横断的な体制のもとで、関係者・関係団体等とも連携しながら、それぞれのライフステージに応じた支援を切れ目がないように提供していきます。

2　計画の基本方針

基本理念を実現するために、以下の３つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

（１）ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

障がいのある方もない方も、ともに支えあって暮らしていくためには、障がいについての理解を広め、差別や偏見をなくし、また災害時にも助けあえる関係を築いていく必要があります。

また、障がいのある方が自分らしく暮らしていくには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、障がい理解の啓発活動を推進していくとともに、円滑にサービスにつなげる相談支援や障害福祉サービスの充実・質の向上に取り組みます。また、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。

（２）地域で自立して暮らせるまち

地域で自立して暮らすには、経済面や就労、住環境、健康問題など課題は多岐に渡ります。障がいのある人が地域において健康で自立した生活を送ることができるように、保健医療の支援、就労支援、経済支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整え、地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

また、地域コミュニティ活動や文化芸術活動の余暇活動は障がいの有無に関わらず、人々の心の豊かさや相互理解をもたらします。そのため、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動を推進するとともに、多くの人との交流の機会や生きがいの創出に努めます。

（３）地域で自立して暮らせるまち

障がいのある子どもたちとその家族が、地域社会で受け入れられ、支援されることは、障がいの理解促進や家族の負担軽減・不安解消につながるとともに、子どもの成長や学びに深く関わってきます。

そのため、一人ひとりの障がい特性に応じたきめ細やかなサービスの充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

また、保健・医療機関との連携体制の強化に努め、障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見や、医療的ケアを必要とする方が適切なサービスを受けられる体制を整備していきます。

併せて、特別支援教育の充実と、インクルーシブ教育を含め、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。

3 施策の体系

4 重点項目

本計画では、「1.相談支援・情報提供体制の充実・強化」「2.障がいのある人の権利擁護の推進」「3.地域生活を送るための支援の充実」「4.就労・社会参加支援の充実」「5.障がい児支援の提供体制の充実」の５つを重点的に取り組むべき項目として定めます。

（1）相談支援・情報提供体制の充実・強化について

すべての障がい者が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、障がい者等の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。すべての障がい者がそのための意思決定ができるように、地域の相談支援体制及び障害福祉サービス等の情報提供体制の充実・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談機能の連携強化に取り組みます。

＜主な施策＞

1-1-1 情報提供体制の充実

1-2-1 相談支援体制の充実

（2）障がいのある人の権利擁護の推進について

地域社会に幅広く、障がい者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障がい者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障がい者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

そのために、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成を図り、戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の施行と普及、地域における理解のさらなる充実を図ります。

＜主な施策＞

1-3-1 障害者差別解消法の啓発・適切な運用

1-3-3 戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発・適切な運用

1-4-1 障がいのある人への虐待対応

1-7-1 内部障がい・聴覚障がいへの理解

1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解
1-7-3 交流の促進
1-8-1 学校等での福祉教育の充実
1-8-2 社会での福祉・人権教育の充実
1-10-1 ボランティア活動の充実

（3）地域生活を送るための支援の充実について

障がいのある人が生きがいを持つとともに地域の一員として安心して自分らしい生活を送れるように、障がい者からの要望が強い、災害対策、住まいの確保、生活支援などの施策の充実を図ります。

＜主な施策＞

1-12-1 災害時における情報提供の充実
1-12-2 福祉避難所等の充実
1-12-3 公共・公益施設等の整備
2-2-3 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2-4-1 地域生活支援拠点等の整備
2-4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
2-4-3 高齢障がい者のサービス利用支援
2-6-1 ライフステージに応じた心の健康づくり
2-9-1 コミュニケーション手段の充実

（4）就労・社会参加支援の充実について

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

また、企業への働きかけや連携を通じて、就労支援を提供し、福祉的就労から一般就労への移行を促進し、職場での安定雇用を支えます。職場の定着を図るためのサービスも促進します。

障がいのある人の日中の生活と訓練の場の確保に努めるとともに、障がいのある人が様々な人たちと交流できる場を拡充し、社会のあらゆる分野に障がいのある人もない人もともに参加し活動できるような機会の提供に努めます。

＜主な施策＞

2-12-1 スポーツ活動の推進
2-13-1 参加しやすい環境の整備
2-14-2 福祉施設から一般就労への移行等
2-15-1 職業能力開発の充実
2-17-1 企業への働きかけの推進

（５）障がい児支援の提供体制の充実について

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児への支援の充実を図るとともに、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。

令和５年４月に施行された「こども基本法」の定義「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援」を実現していきます。

＜主な施策＞

3-1-2 児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進
3-1-3 早期発見体制の強化、療育支援の推進
3-2-1 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児を支援する通所事業所の連携強化
3-2-2 医療的ケア児等の支援体制の充実
3-3-1 特別支援教育の充実
3-4-1 放課後支援・療育の場の充実

第４章　施策の展開

障がい者に関する具体的な施策事業を定め、実施していくことにより、本計画に定める基本理念・基本方針・重点項目の達成を目指していきます。

基本方針１　ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

1-1　情報提供体制の充実

施策		主な事業	担当課
1-1-1 情報提供体制の充実 多様なメディアを活用して、障がい者への幅広い情報の提供を行います。	1	制度改正の周知促進	障害福祉課
	2	障害福祉サービス等の利用促進	障害福祉課
	3	「障害者福祉のしおり」、「広報戸田市」、市のホームページ等、多様なメディアの活用	障害福祉課

1-2　相談支援体制の充実

施策		主な事業	担当課
1-2-1 相談支援体制の充実 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント体制の確立を図り、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります	4	基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の連携強化	障害福祉課
	5	相談支援事業所の増設の検討	障害福祉課
	6	ケアマネジメント体制の確立	障害福祉課 健康長寿課
	7	ピアカウンセリングの活用	障害福祉課 健康長寿課

1-3　障がいを理由とする差別の解消

施策		主な事業	担当課
1-3-1 障害者差別解消法の啓発・適切な運用 障害者差別解消法の更なる普及啓発と適切な運用を実施していきます。	8	戸田市における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に基づいた適切な運用	障害福祉課 人事課
	9	市民向け・事業者向け研修の実施	障害福祉課
1-3-2 サービス利用者の権利擁護の充実 サービス利用者の権利を守るため、苦情の受け付け、処理体制づくりを進め、問題解決に努めます。併せて、適切な区分認定及び支給決定を実施していきます。	10	権利擁護の推進、適正な区分認定の実施、障害福祉サービス支給決定等の実施体制の充実	障害福祉課
	11	苦情の受付窓口・処理体制の整備	障害福祉課 健康長寿課 障害福祉課関係機関

1-3-3 戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発・適切な運用 条例を施行し、普及啓発と適切な運用を実施していきます。	12	条例及び共生社会づくりに係る周知啓発活動と理解促進	障害福祉課

1-4 障がいのある人への虐待対応

施策	主な事業		担当課
1-4-1 障がいのある人への虐待対応 障害者虐待防止センターを中心として、虐待の早期発見・早期対応を図ります。	13	障害者虐待防止センターを中心とした虐待予防及び早期発見に向けた取組強化	障害福祉課

1-5 成年後見制度利用支援

施策	主な事業		担当課
1-5-1 成年後見制度利用支援 成年後見制度の周知･普及と利用の促進を図ります。	14	成年後見制度の周知・普及と利用の促進	障害福祉課 健康長寿課
	15	県障害者権利擁護センター(県社会福祉協議会)との連携	障害福祉課 健康長寿課
	16	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用の促進	障害福祉課 健康長寿課 障害福祉課関係機関

1-6 啓発・広報

施策	主な事業		担当課
1-6-1 啓発・広報の推進 障がい者や市民を対象に、障害者週間や障がい者総合計画等を通じて障がいに関する啓発･広報に努めます。	17	障害者週間（12月３日～９日）の周知・啓発活動の促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	18	戸田市障がい者総合計画等の周知	障害福祉課
	19	市職員出前講座の充実と活用促進	障害福祉課 生涯学習課

1-7 見えにくい障がいへの理解

施策	主な事業		担当課
1-7-1 内部障がい･聴覚障がいへの理解 外見からは障がいがあることが見えにくい･分かりにくいといわれている、内部障がいや聴覚障がいについて、理解を進めていきます。	20	内部障がいに対する理解促進	障害福祉課
	21	聴覚障がいに対する理解促進	障害福祉課
	22	ヘルプマーク及びハート・プラスマークの普及・啓発	障害福祉課

1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解 学習（ＬＤ）、注意欠如／多動性（ＡＤＨＤ）、自閉症スペクトラム（ＡＳＤ）等の発達障がい、精神障害者保健福祉手帳の対象である高次脳機能障がい等の障がいについて、理解の促進に努めます。	23	発達障がいに対する理解促進	障害福祉課
	24	高次脳機能障がいに対する理解促進	障害福祉課
1-7-3 交流の促進 地域のまつりなど、行事・イベント等への障がい者等の参画を通じて、障がいの有無に関わらず地域住民が交流できる機会を提供します。	25	市のイベントや地域行事への障がい者の参画の促進	障害福祉課 協働推進課 障害福祉課関係機関
	26	福祉施設と地域住民との交流促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関

1-8　福祉教育・人権教育

施策	主な事業		担当課
1-8-1 学校等での福祉教育の充実 福祉・人権教育の内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間や各種の学科等を活用して、障がいのある児童と障がいのない児童との交流や福祉体験学習を推進します。	27	福祉・人権教育の推進	教育政策室
	28	各教科や総合的な学習の時間での交流・障がい理解教育、福祉体験学習の推進	教育政策室 障害福祉課
1-8-2 社会での福祉・人権教育の充実 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉や人権に関する講座や体験的福祉学習の充実を図ります。	29	各種イベント時における疑似体験など体験的福祉学習の実施	関係各課
	30	ボランティア講座の充実	障害福祉課関係機関
	31	人権意識の高揚	行政管理課 生涯学習課 経済戦略室

1-9　地域福祉活動

施策	主な事業		担当課
1-9-1 市民参加型有償サービスの推進 ＮＰＯの育成・活動支援を行うとともに、地域通貨等の活用も含めた市民参加型有償サービスグループの設置の検討をします。	32	ＮＰＯの育成・活動支援	協働推進課 障害福祉課関係機関
1-9-2 福祉コミュニティづくり 美化活動やレクリエーション・ス	35	地域福祉計画、社協運営強化計画を車の両輪とした地域福祉活動の推進	福祉保健センター 障害福祉課関係機関

ポーツ活動など、地域コミュニティ活動への障がい者の参画や福祉コミュニティづくりを促進します。			

1-10　ボランティア活動の推進

施策	主な事業		担当課
1-10-1 ボランティア活動の充実 ボランティア研修会の充実などを通じ、ボランティアの資質向上や相互交流の促進をするとともに、ボランティア団体への支援の充実を図ります。	36	ボランティア研修会の充実による資質向上の支援	障害福祉課関係機関
	37	ボランティア団体への支援の充実	協働推進課 障害福祉課関係機関
1-10-2 ボランティア活動の調整・連絡体制の充実 戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実を図るとともに、専任のボランティアコーディネーターを配置するなど、ボランティア活動の調整・連絡体制の充実を図ります。	38	戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
	39	専任のボランティアコーディネーターの配置と相談体制の充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
1-10-3 新規ボランティアの育成 ボランティア養成講座などを通じて、新規ボランティアの育成に取り組みます	40	ボランティア養成事業・体験講座の充実	障害福祉課関係機関
	41	小中学生を対象としたボランティア体験の開催	障害福祉課関係機関

1-11　防災対策も含めた生活安全対策

施策	主な事業		担当課
1-11-1 防災に関する情報提供と周知促進 日頃から、障がい者が防災を意識して生活を送ることができるように、防災に関する基本的な情報等を提供することを通じて、防災に関する意識の向上を図ります。	42	防災に関する知識の普及	危機管理防災課 障害福祉課
	43	障がい者を対象とした普通救命講習会の充実	消防署
	44	防災訓練への障がい者の参加	危機管理防災課 障害福祉課
1-11-2 家庭における防災対策の普及促進 家具の転倒防止器具など、防災用品の給付を行うことにより、家庭における防災対策の普及を図ります。	45	防災用日常生活用具の給付・普及	障害福祉課 健康長寿課

1-12　災害時における要配慮者支援

施策	主な事業		担当課
1-12-1 災害時における情報提供の充実 障がい者に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の充実を図ります。	46	緊急通報体制の周知・充実	障害福祉課 警防課
	47	防災情報提供体制の充実	危機管理防災課 障害福祉課
	48	わかりやすい非常口表示の促進	関係各課 関係施設
1-12-2 福祉避難所等の充実 障がい者が災害時に安心して避難できるよう、多様な障がい者の特性に配慮した避難所や介護スペースの確保を図ります。	49	福祉避難所等の周知	危機管理防災課 福祉保健センター 障害福祉課 健康長寿課
	50	福祉避難所等における多様な障がい者への配慮	障害福祉課 福祉保健センター 健康長寿課 危機管理防災課
	51	福祉避難所等における体制整備の充実	福祉保健センター 障害福祉課 健康長寿課 危機管理防災課
1-12-3 災害時要配慮者施策の充実 避難行動要支援者の速やかな避難等が行えるように、支援の充実を図ります。	52	避難行動要支援者避難支援体制の確立	危機管理防災課 健康長寿課 障害福祉課 福祉保健センター 関係施設

1-13　ユニバーサルデザインのまちづくり

施策	主な事業		担当課
1-13-1 公共・公益施設等の整備 バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及･啓発に努めるとともに、公共･公益施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。	53	バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発	都市計画課 建築住宅課
	54	ユニバーサルデザイン化の普及・推進	資産マネジメント推進室 都市交通課 障害福祉課 関係各課 関係施設
	55	既存の協議会等を活用した意見聴取の場の確立	資産マネジメント推進室 障害福祉課 関係各課 関係施設

1-14　移動手段・交通機関

施策	主な事業		担当課
1-14-1 移動手段の確保・交通機関の整備促進 障がい者の社会参加を促進するために、外出や移動の支援を行うとともに、公共交通バス車両の低床化などを促進します。	56	地域生活支援事業（移動支援等）の充実	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	57	バス車両の低床化の促進	都市交通課
1-14-2 身体障害者補助犬の受け入れ促進 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を利用する人の行動範囲がより広くなるよう、補助犬の周知や受け入れの促進を図ります。	58	身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に対する理解・受け入れ促進	障害福祉課

1-15　防犯・交通安全

施策	主な事業		担当課
1-15-1 防犯体制の充実 障がい者の緊急時の連絡先の周知や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯、街路灯の充実に努めます。	59	犯罪情報のメール配信サービスの普及	くらし安心課 デジタル戦略室
	60	ファックス１１０番の充実、メール１１０番の普及・活用促進	障害福祉課
	61	防犯灯及び街路灯の充実	くらし安心課 都市交通課

1-15-2 交通安全の確保 障がい者がより安全に道路通行ができるよう、交通安全施設の整備を推進するとともに、ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上放置物等の撤去指導など、市民や事業者の協力を促進します。	62	違法駐車の解消と放置自転車の撤去	都市交通課
	63	交通安全対策の推進と交通弱者保護の啓発	都市交通課
	64	視覚障がい者誘導ブロックの設置促進	道路管理課
	65	ドライバーへの安全運転、自転車の安全走行の啓発	都市交通課
	66	わかりやすい標識、ミラー等の設置	都市交通課

基本方針２　地域で自立してくらせるまち

2-1　経済的支援

施策	主な事業		担当課
2-1-1 各種手当の支給 障がい者等の経済的な負担を軽減するために、各種手当を支給します。	67	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の周知	子育て支援課 障害福祉課
2-1-2 支給事業等の適正化 支給事業等の適正化を図ることで、より有効な資金活用を図ります。	68	重度障害者等福祉金の支給	障害福祉課
	69	扶養共済制度掛金の助成	障害福祉課

2-2　地域生活の支援

施策	主な事業		担当課
2-2-1 訪問系サービスの充実 障がい者等が自宅等で安心して生活できるように、訪問系サービスの充実を図ります。	70	ホームヘルパーによる日常生活支援	障害福祉課 健康長寿課
	71	訪問看護サービス・訪問リハビリの充実	市民医療センター 診療室
2-2-2 地域生活を支援するサービスの充実 障がい者等が地域で安心して生活できるように、補装具や日常生活用具の給付・貸与等の地域生活を支援するサービスを提供します。	72	地域生活支援事業等の実施	障害福祉課 健康長寿課
	73	補装具・日常生活用具の給付及び貸与事業の充実	障害福祉課 健康長寿課
	74	地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課
2-2-3 福祉施設の入所者の地域生活への移行 障がい者等が地域で安心して生活できるように、サービスの提供や関係機関との連携の強化を図ります。	75	福祉施設を退所し、グループホームや一般住宅など、地域生活への移行の促進	障害福祉課

2-3　地域での日中活動・居住の場の充実

施策	主な事業		担当課
2-3-1 日中活動系サービスの充実	76	生活介護等の日中活動を行う施設の整備	障害福祉課 健康長寿課

障がい者等が在宅生活を継続するために、日中必要な介護等を受けながら充実した活動ができるように、日中活動系サービスの充実を図ります。また、障がい者等の家族の介護負担の軽減を図ります。	77	レスパイトサービス（日中一時支援事業・短期入所（ショートステイ））の利用者への支援	障害福祉課 健康長寿課
2-3-2 居住系サービスの充実 生活上の支援が必要な障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、グループホームの整備支援を行います。	78	グループホームの整備支援	障害福祉課 健康長寿課
2-3-3 バリアフリー住宅の普及 関係機関と連携しながら、国・県のパンフレット等も活用してバリアフリー住宅の啓発を図るとともに、融資制度等によりバリアフリー住宅の普及に努めます。	79	新築・改造費の融資制度の活用	健康長寿課 障害福祉課関係機関
	80	バリアフリー住宅・設備についての知識・制度の周知	健康長寿課 障害福祉課
	81	身体障害者居宅改善整備費助成	障害福祉課

2-4 生活基盤の整備

施策	主な事業		担当課
2-4-1 地域生活支援拠点等の整備 障がいの重度化・障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。	82	地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課
2-4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。	83	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討	障害福祉課 健康長寿課 福祉保健センター
2-4-3 高齢障がい者等のサービス利用支援 障がい者が介護保険被保険者となった際、使い慣れた事業者の継続利用や、新たに発生する自己負担の軽減など、高齢になってもサービスが利用しやすい制度の確立を目指します。	84	共生型サービスの活用	障害福祉課 健康長寿課
	85	高齢障がい者等の利用者負担軽減措置の実施	障害福祉課 健康長寿課

2-5　健康づくり

施策	主な事業		担当課
2-5-1 健康づくりの推進 健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。	86	健康づくり情報・プログラムの提供	障害福祉課関係機関 福祉保健センター
	87	介護予防事業の推進	健康長寿課

2-6　保健サービス

施策	主な事業		担当課
2-6-1 ライフステージに応じた心の健康づくり 精神保健の推進を図るために、精神障がいに対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、精神保健相談の充実や社会復帰の支援などを推進します。	88	精神障がいに対する正しい理解の普及	福祉保健センター 障害福祉課
	89	精神保健相談の充実	福祉保健センター 障害福祉課
	90	精神障がい者の支援講座等の実施	福祉保健センター 障害福祉課
2-6-2 疾病の予防と早期発見 疾病の予防と早期発見のために、健康診査や健康相談等の充実を図ります。	91	健康診査や健康相談等の充実	福祉保健センター

2-7　医療・リハビリテーション

施策	主な事業		担当課
2-7-1 医療体制の整備 症状や状況に応じた適切な医療が提供できるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、障がい者の医療相談体制の充実などを図ります。	92	救急医療体制の確保	市民医療センター 総務課
	93	医療相談窓口としての機能向上	市民医療センター 総務課
2-7-2 リハビリテーションの充実 リハビリテーションの充実を図ることで、脳卒中後遺症や整形外科的疾患などによる身体的機能障がいや言語障がいの改善・軽減を図ります。	94	リハビリテーションの充実	市民医療センター 総務課

2-8　公的医療助成制度

施策	主な事業		担当課
2-8-1 公費負担医療制度等の充実 障がいの除去、軽減等を図るために、公費負担医療制度等の周知・活用を促進します。	95	自立支援医療費の助成	障害福祉課
	96	重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課
	97	難病患者支援（指定難病医療給付制度等）の周知	障害福祉課

2-9　コミュニケーション支援の充実

施策	主な事業		担当課
2-9-1 コミュニケーション手段の充実 視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記者の養成や手話通訳者派遣事業の充実などを通じ、コミュニケーション手段の充実を図ります。 また、令和３年４月１日施行の「戸田市手話言語条例」及び施策の推進方針に基づき、手話の普及、啓発に向けた各種施策を展開していきます。	98	戸田市手話言語条例の推進	障害福祉課
	99	市職員手話研修の充実	人事課
	100	手話通訳者養成講習会の充実	障害福祉課関係機関
	101	点訳・朗読・手話・要約筆記ボランティア団体の育成・ボランティアの養成	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	102	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の充実	障害福祉課
2-9-2 コミュニケーション環境の整備 コミュニケーション環境の整備を図るため、「広報戸田市」「とだ議会だより」のＣＤ録音、点字図書や広報動画などの字幕つきビデオの充実、ファックスの活用などを図るとともに、医療機関・銀行など民間公益施設に対して、コミュニケーション環境の整備を働きかけます。	103	「広報戸田市」「とだ議会だより」のＣＤ録音・配付	市長公室 議会事務局 生涯学習課
	104	広報動画などの字幕つきビデオの充実	市長公室
	105	コミュニケーション機器の給付・貸与	障害福祉課
	106	民間公益施設におけるコミュニケーション環境の充実促進	障害福祉課
2-9-3 ＩＣＴの活用促進 障がい者が多様な形態でコミュニケーションできる環境づくりの一環として、障がい者パソコン講習会を開催するとともに、ホームページの活用など、市政や市民活動など情報提供体制の多様化を進めます。また、それらをより使いやすい形で提供します。	107	市ホームページのユニバーサルデザイン化	デジタル戦略室
	108	障がい者パソコン講習会の開催	障害福祉課関係機関
	109	パソコン用音声翻訳ソフトなどの給付の促進	障害福祉課

2-10　まちづくり・地域コミュニティ活動

施策	主な事業		担当課
2-10-1 政策・方針決定の場への参画促進 多様な媒体を活用した障がい者向けの情報提供を図るため、視覚障がい者向けの音声コード（Uni-Voice）を添付するなど、市政などの情報提供を充実するとともに、パブリック・コメントにより広く意見を募る機会を設けます。また、審議会、委員会等へ積極的に障がい者を起用するよう努めます。	110	市の主要な計画への音声コード（Uni-Voice）の添付	関係各課
	111	パブリック・コメントの実施	行政管理課 関係各課
	112	審議会・委員会等への障がい者の起用促進	関係各課
2-10-2 地域コミュニティ活動への参画促進 地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、各種地域活動やボランティア活動、地域行事などへの障がい者の積極的な参加を促進します。	113	町会・自治会、子ども会活動、ボランティア活動などへの参画促進	協働推進課 児童青少年課 障害福祉課 障害福祉課関係機関
2-10-3 障がい者団体等の活動支援 活動に必要な施設・備品等の使用・貸出、会員獲得の支援など、障がい者団体等の活動を支援します。	114	障がい者団体等の育成・活動支援	障害福祉課関係機関 福祉保健センター 障害福祉課
	115	心身障害者福祉センター機能の充実	障害福祉課関係機関
	116	戸田市ボランティア・市民活動支援センターの周知・活用促進	障害福祉課関係機関 協働推進課 障害福祉課

2-11　生涯学習・文化活動

施策	主な事業		担当課
2-11-1 生涯学習への参加促進・学習環境の整備 生涯学習に関する情報提供や学習環境の整備を通じて、障がい者等の生涯学習への参加を促進するとともに、多様な講座・教室の開催や学習資料の充実等を図ります。	117	生涯学習情報提供の充実	生涯学習課
	118	自主的な学習活動の支援、講座・教室の多様化	生涯学習課 障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	119	手話通訳の配置、点訳・録音ＣＤ等の学習・情報資料の提供、学習支援体制の確立	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	120	対面朗読サービスの充実	生涯学習課
2-11-2 文化・芸術活動の支援	121	文化・芸術活動に関わる情報提供の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関

障がい者等が文化･芸術活動に積極的に参加できるように､情報提供や発表の場の確保を行います。	122	障がい者アートギャラリーの活用促進、障がい者作品展の開催	障害福祉課関係機関

2-12　スポーツ・レクリエーション活動

施策	主な事業		担当課
2-12-1 スポーツ活動の推進 障がい者がさまざまなスポーツを楽しむことができるよう､支援を行うとともに､障がい者スポーツの理解、促進を図ります。	123	市スポーツ事業への障がい者の参加促進	文化スポーツ課
	124	障がい者スポーツの理解促進	文化スポーツ課 障害福祉課
2-12-2 レクリエーション活動の推進 県障害者交流センターやレクリエーション協会と連携することで、障がい者のレクリエーション活動を支援します。	125	障がい児・者レクリエーション事業の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関

2-13　選挙などへの参加

施策	主な事業		担当課
2-13-1 参加しやすい環境の整備 障がい者が選挙の投票等に参加しやすい環境を整備するために､施設･設備の改善や点字等多様な媒体による情報のユニバーサルデザイン化を進めます。	126	投票所等のユニバーサルデザイン化の推進	行政委員会事務局
	127	多様な媒体による情報提供の推進	行政委員会事務局
	128	郵便による不在者投票制度の周知	障害福祉課 行政委員会事務局

2-14　雇用拡大の促進

施策	主な事業		担当課
2-14-1 就労促進体制の整備 公共職業安定所(ハローワーク)、埼玉障害者職業センターなど関係機関と連携を強化し雇用促進に努めます。	129	国・県や関係機関との連携強化	障害福祉課
	130	障害者県南地域就職面接会、戸田市ふるさとハローワーク等での障がい者の求職情報提供体制の充実	経済戦略室 障害福祉課
	131	市役所での雇用促進	人事課 関係各課
	132	市の関係団体等による就労機会の創出	関係各課

	133	障がい者就労施設などからの物品等の調達の推進	障害福祉課
2-14-2 福祉施設から一般就労への移行等 就労系サービスを利用する障がい者について、一般就労への移行を推進します。	134	福祉施設から一般就労への移行等	障害福祉課

2-15　職場定着の支援

施策		主な事業	担当課
2-15-1 職業能力開発の充実 一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。	135	就労定着支援の推進	障害福祉課
	136	一般就労に向けた訓練体制の充実	障害福祉課
	137	職場適応訓練の周知・活用	経済戦略室 障害福祉課

2-16　多様な働き方の支援

施策		主な事業	担当課
2-16-1 多様な職場の創出 障がい者が安定して就労できるように、関係機関と連携して就労継続支援体制の充実を図ります。	138	障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターとの連携強化	障害福祉課
	139	障がい者の起業支援	障害福祉課 経済戦略室

2-17　障がい者雇用者への支援

施策		主な事業	担当課
2-17-1 企業への働きかけの推進 障がい者の雇用を促進するために、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行います。平成30年４月から障がい者雇用率が引き上げられたことも踏まえ、引き続き障がい者雇用の拡充を働きかけていきます。	140	事業主への情報提供・啓発活動の充実	経済戦略室 障害福祉課
	141	障がい者雇用事業主への支援	障害福祉課 経済戦略室
2-17-2障害者就労プロセスマップの活用 戸田市障害者就労支援部会にて策定した、戸田市障害者就労プロセスマップを活用した支援を推進し	142	障害者就労プロセスマップの活用推進	障害福祉課 経済戦略室

ていきます。			

基本方針３　健やかな育ちと学びのまち

3-1　療育・発達障がい児支援システム

施策	主な事業		担当課
3-1-1 発達支援事業の推進 発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導などの発達支援事業を推進します。	143	乳幼児健診の充実	親子健やか室
	144	発達相談の充実	親子健やか室 保育幼稚園課
	145	子育て支援の充実	親子健やか室 子育て支援課
3-1-2 児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 児童発達支援センターを中核とする切れ目のない障がい児支援を目指すとともに、保育所等訪問支援を含めた児童発達支援の充実を図ります。	146	児童発達支援センターの支援	障害福祉課
	147	障がい児の児童発達支援サービスの充実	障害福祉課
	148	児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び保育所等訪問支援の充実	障害福祉課
3-1-3 早期発見体制の強化、療育支援の推進 さまざまな特徴のある発達障がいを含め、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。	149	早期発見・早期支援体制の強化	親子健やか室 保育幼稚園課 子育て支援課 教育政策室
	150	早期からの就学相談の実施	教育政策室
	151	就学支援委員会の充実	教育政策室
3-1-4 保護者支援の推進 障がい児の保護者への支援を行っていきます。	152	障がい児を養育する保護者の不安の軽減	子育て支援課 保育幼稚園課 教育政策室 親子健やか室
	153	地域での子育て交流への保護者の参加促進	子育て支援課 保育幼稚園課
3-1-5 特別支援保育の充実 障がいのある子どもも、できる限り障がいのない子どもたちと同じ集団で保育することで、子どもたちの成長と発達を促進します。	154	児童発達支援センターなどの療育機関等との連携の強化	保育幼稚園課
	155	特別支援保育実施園の受け入れ体制の支援の強化	保育幼稚園課
	156	個々の障がいに応じた保育体制の充実	保育幼稚園課

3-2　医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の支援充実

施策	主な事業		担当課
3-2-1　医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児を支援する通所事業所の連携強化 医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児が増加しているなか、重症心身障がい児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域における通所施設の連携を推進します。	157	医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の連携強化	障害福祉課
3-2-2医療的ケア児等の支援体制の充実 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等コーディネーター、各関係機関の連携体制を推進します。	158	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の定期開催及び医療的ケア児等コーディネーターの支援体制の充実	障害福祉課

3-3　特別支援教育

施策	主な事業		担当課
3-3-1 特別支援教育の充実 特別支援教育を充実することで、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。	159	特別支援学校との連携強化	障害福祉課
	160	サポート手帳等を利用した保育園・幼稚園・小中学校間の円滑な移行の確保	教育政策室 保育幼稚園課 親子健やか室 障害福祉課
	161	教職員の特別支援教育についての研修の充実	教育政策室
	162	学習障がい（ＬＤ）、注意欠如／多動性障がい（ＡＤＨＤ）、自閉症スペクトラム障がい（ＡＳＤ）等の発達障がい等の障がいのある児童・生徒に対する校内支援体制の充実	教育政策室
	163	学校の施設・設備の充実（スロープ・点字ブロック・障がい者用トイレ・階段手すり等）	教育総務課
3-3-2 教育相談の充実 障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・指導体制の充実を図ります。	164	教育相談の充実	教育政策室
3-3-3 連携及び交流学習・共同学習の強化	165	交流及び共同学習の推進	教育政策室 児童青少年課

地域社会における共生を図るための第一歩として、障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、特別支援学級などとの連携や交流学習、共同学習の強化を図ります。	166	障がい児保護者の相互交流の促進	障害福祉課関係機関
	167	特別支援学校など関係機関との連携の強化	教育政策室

3-4　放課後支援・療育の場の充実

施策	主な事業		担当課
3-4-1 放課後支援・療育の場の充実 放課後や夏休み等における子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として、放課後等デイサービスの充実を図ります。	168	障がい児の放課後支援の充実	障害福祉課 児童青少年課
	169	放課後等デイサービスの質の向上	障害福祉課

令和８年９月２８日
戸田市障害者施策推進協議会　資料１－３

戸田市障がい者総合計画の施策に関する意見交換について

自立協では、委員から特に多くご意見をいただいた施策を中心に意見交換を行いました。以下、取り上げた施策と出た意見の概要です。

（1）基本方針１　ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち（Ｐ．５５－６２）

1-7 見えにくい障がいへの理解

1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解

・障害理解促進の課題について、「ホームページのみでは市民への十分な周知が困難」という情報発信の限界が指摘される一方で、「出前講座で見えにくい障害を重点的に扱う」「当事者が直接発信する機会を作る」といった積極的な改善策も提案されています。
・当事者サロンの運営では「誰でも参加できる場所での開催が理解促進につながる」という拡大論がある一方で、「誰でも一緒になると課題がある」という慎重な意見も示されています。
・就労支援においては「就労移行支援との連携による定着支援の実施」という成功事例がある一方で、「以前と同じポジションに戻るのは厳しい現実がある」という雇用継続の困難さも浮き彫りになっています。
・全体的には、見えない障害への理解不足、支援者の知識向上の必要性、早期発見から適切な支援につなげる仕組みの構築が共通課題として挙げられており、特に高次脳機能障害が認知症と混同されるケースや、家族、本人ともに無自覚のまま適切な支援から取り残される問題が深刻化している状況が明らかになりました。

（2）基本方針２　地域で自立してくらせるまち（Ｐ．６３－７１）

2-3 地域での日中活動・居住の場の充実

2-3-1 日中活動系サービスの充実

2-3-2 居住系サービスの充実

2-3-3 バリアフリー住宅の普及【参考掲載につき省略】

・重度障害者の支援体制について、「行動障害がある方でも環境調整や工夫次第で過ごすことができ、理解促進により受け入れ施設の増加を望む」という前向きな意見がある一方で、「他利用者との兼ね合いや環境設定の難しさから希望通りの受け入れができない」という現実的な制約も指摘されています。
・事業運営面では「市が整備したい事業の方針を示せば、事業者が地域ニーズに合わせて事業形態を選択できる」という建設的な提案がある一方で、「報酬額の低さにより事業所の負担が大きく、人材不足で研修参加も困難」という構造的問題も明らかになっています。
・住居支援については「グループホーム以外の住まいの支援が必要」という多様性を求める声がある一方で、「精神障害者の住居確保は最も困難で、障害を伝えた時点で断られるケースが多い」という深刻な差別の実態も浮上しています。
・全体的には、重度心身障害者や行動障害者の通所・短期入所先の絶対的不足、支援方法の明確化不足、制度面・報酬面の見直しの必要性、そして社会全体の障害理解不足という複合的な課題が地域支援体制を困難にしている状況が明らかになりました。

（3）基本方針３　健やかな育ちと学びのまち（Ｐ．７２－７４）

3-1 療育・発達障害児支援システム

3-1-3 早期発見体制の強化、療育支援の推進

・児童の療育支援について、保護者の受け入れに関して「うちの子は違う」「そこまで困っていない」と療育を拒否する傾向がある一方で、「３歳から幼稚園に行く前のステップとして療育を利用したい」という積極的な活用を希望するケースも出てきています。
・支援体制については「保健師が一定期間伴走する仕組みがあると支援につながりやすい」「関係機関の連携により相談しやすくなる」という連携強化を求める意見がある一方で、「小学校入学時に療育の情報が引き継がれず支援の連続性が途切れる」という制度の分断も指摘されています。
・全体的には、早期発見から療育接続、学校教育への移行に至るまでの支援の連続性確保が課題で、保護者の相談窓口の明確化、ニーズと地域資源のバランス調整、個別性を重視した支給決定の仕組みづくりが求められている状況が浮き彫りになりました。

（4）取り上げたもの以外で何か気になる施策とその実現のための事業

●児童の相談件数が増加して計画相談に追われ、複雑な相談も増えており、相談支援体制が逼迫しているためニーズを丁寧に把握できなくなる懸念がある。
●不動産での入居拒否など権利が守られない事例が複数存在し、グループホームでも閉鎖的な運営や権利侵害が疑われる事例があり、障害理解や権利擁護を深める施策、事業が必要と感じている。
●地域移行のための環境整備や日中活動を含む支援体制の強化が求められ、多機関が連携しながら支援できる体制づくりをさらに進める必要がある。

令和８年９月２８日
戸田市障害者施策推進協議会
資料２

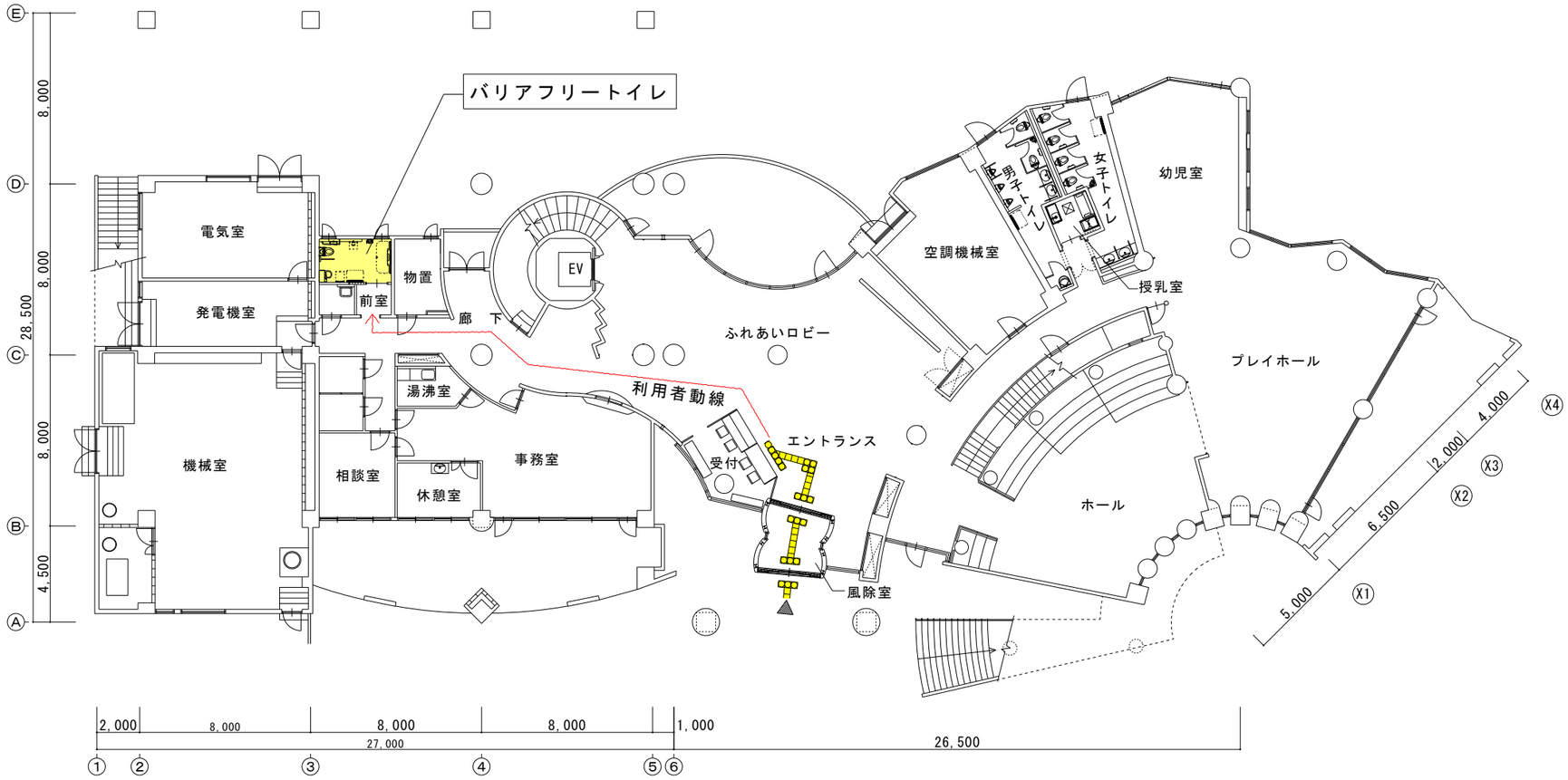
戸田市障害者施策推協議会報告案件について

担当部署	こども・若者政策課 資産マネジメント推進室	担当者 （内線）	遠藤　陽介（内線：462） 中山　眞司（内線：449）
案件名	児童センタープリムローズ改修工事について		
案件概要	開館以来３３年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、以下のスケジュールにて、改修の設計と工事を予定しています。 設計期間：令和７年６月～令和９年３月 工事期間：令和９年１０月～令和１１年３月		
希望事項※	次の２点について、説明させていただきます。 【視覚障害者誘導用ブロックついて】 今回の改修工事で新設する予定です。プリムローズではエントランスに受付カウンターがあり、介助が必要な方が来館された際は、係員が要件を伺い、目的場所へ案内する運用体制をとっていること等から、歩道から受付までを１本道で案内する計画としています。 【バリアフリートイレの設備について】 各階にあるバリアフリートイレのリニューアルを予定しています。特に１階のバリアフリートイレについては、広くスペースの取れるところへ移設し、多目的シートとオストメイトの新設も予定しています。		
資料	別紙のとおり		

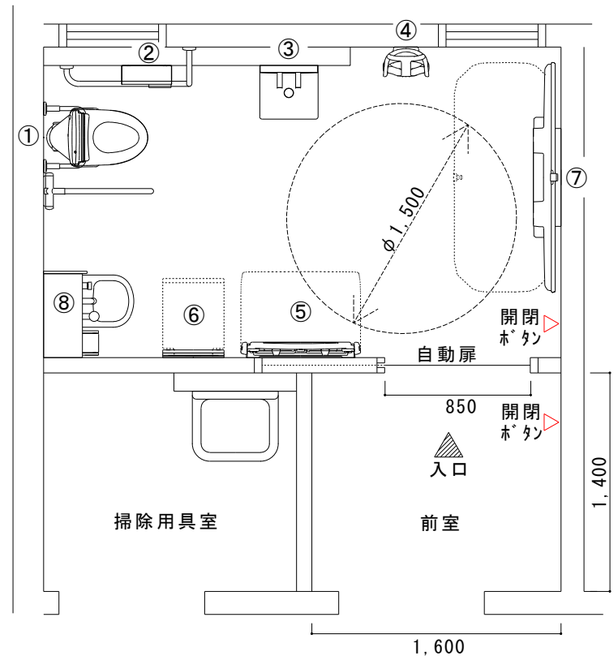
※戸田市障害者施策推進協議会において、協議・承認を希望する内容を記入すること。報告のみの場合は記入不要。



工事名	
児童センタープリムローズ改修工事	
図面名称	番 号
配置図	1



１階平面図



１階バリアフリートイレ詳細図



①　パブリックコンパクト便器
　　背もたれ
　　Ｌ型手すり
　　可動式手すり



②　タッチスイッチ
　　（ウォシュレット付き）



③　壁掛ハイバック洗面器



④　ベビーチェア



⑤　ベビーシート



⑥　フッティングボード

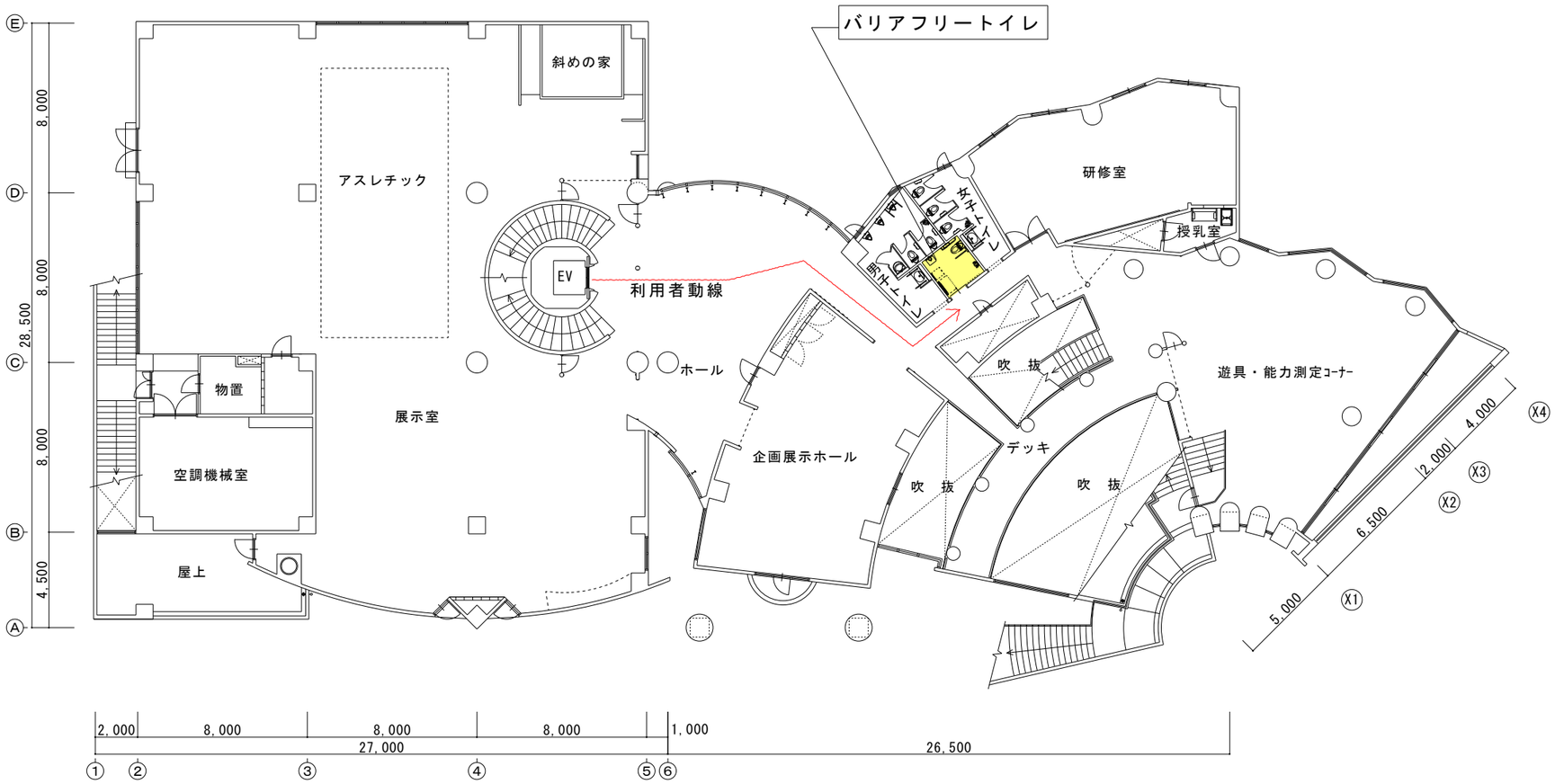


⑦　多目的シート

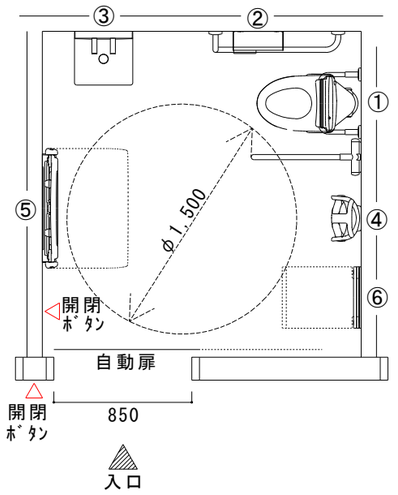


⑧　コンパクトオストメイトパック

工事名	
児童センタープリムローズ改修工事	
図面名称	番　号
１階平面図	2



２階平面図



２階バリアフリートイレ詳細図



① パブリックコンパクト便器
背もたれ
Ｌ型手すり
可動式手すり



② タッチスイッチ
（ウォシュレット付き）



③ 壁掛ハイバック洗面器



④ ベビーチェア

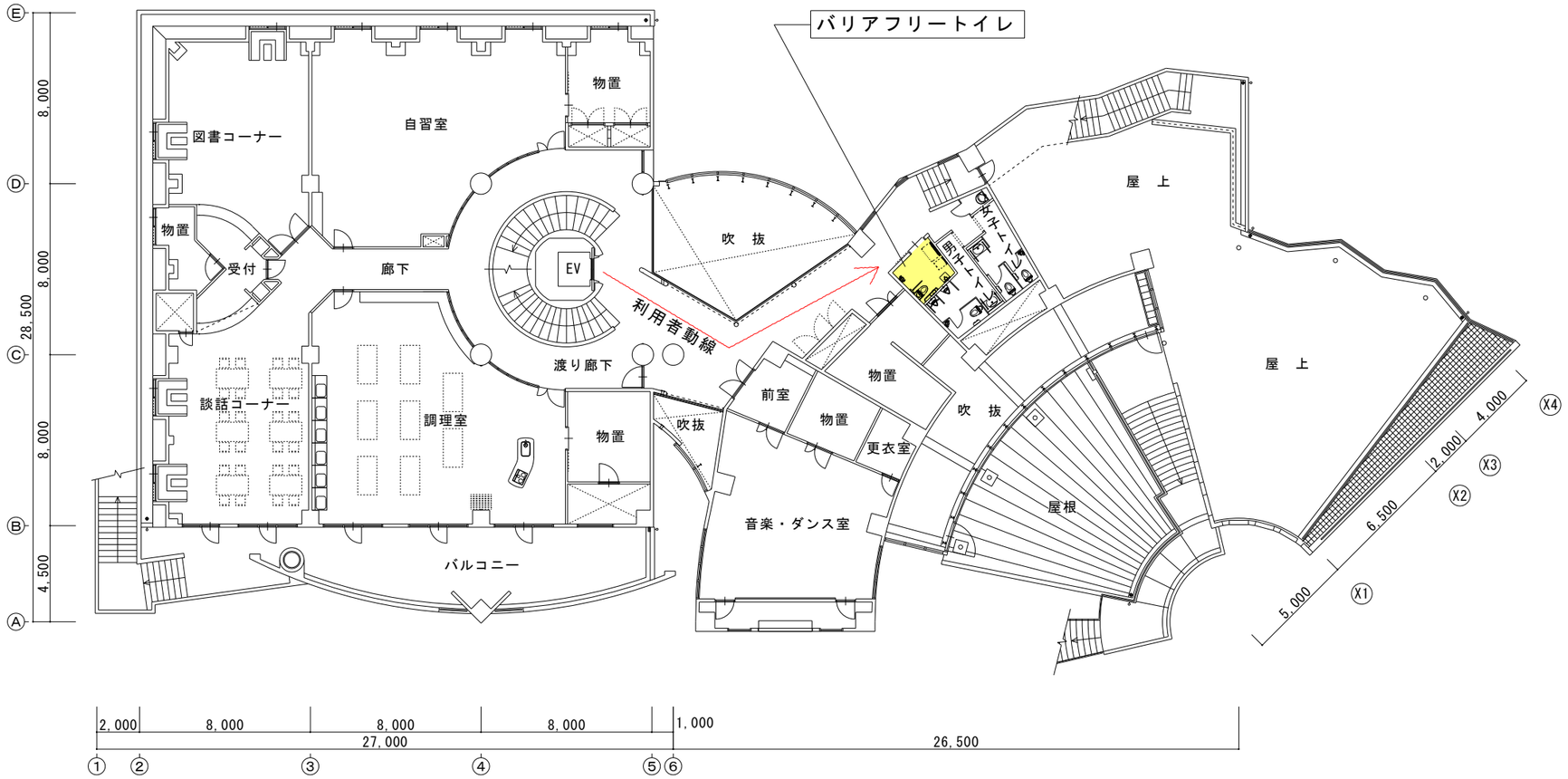


⑤ ベビーシート

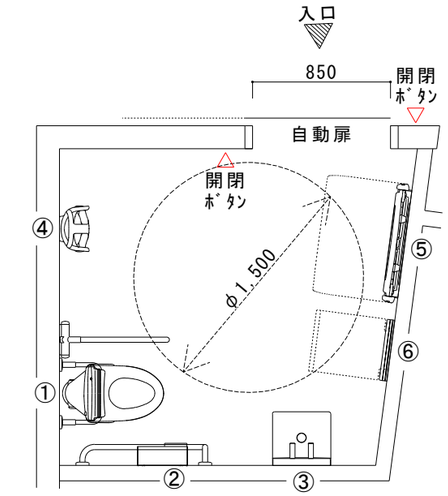


⑥ フッティングボード

工事名	
児童センタープリムローズ改修工事	
図面名称	番　号
２階平面図	3



3階平面図



3階バリアフリートイレ詳細図



① パブリックコンパクト便器
背もたれ
L型手すり
可動式手すり



② タッチスイッチ
（ウォシュレット付き）



④ ベビーチェア



⑥ フッティングボード



③ 壁掛ハイバック洗面器



⑤ ベビーシート

工事名	
児童センタープリムローズ改修工事	
図面名称	番 号
3階平面図	4

施設整備に係る意見聴取の実施について

児童センタープリムローズ改修工事における設計内容のご確認

現在設計中の児童センタープリムローズ改修工事において、障がい者の利用に対して主に配慮した点について当日ご説明させて頂きます。

お手数をおかけいたしますが、別添の資料をご確認頂き、お気付きの点などございましたらご意見欄にご記入くださいますようお願いいたします。ご記入いただいたものについては当日閉会後にご提出いただくか、お手数ですが文末記載の連絡先までＦＡＸにてご送付くださいますようお願いいたします。

１．主な配慮した点　　・視覚障害者誘導用ブロックの設置内容及び場所について

・バリアフリートイレの設備について

２．ご意見欄

担当者　　戸田市役所資産マネジメント推進室　市川・中山

ＦＡＸ番号　　０４８－４３２－８５２１